

平成 23 年度政策評価に関する事例集

平成 24 年 6 月

総務省行政評価局

はじめに

政府は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づき、毎年、政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、国会に提出しており、今年度で 10 回目となります。

同報告書によると、平成 23 年度の政策評価実施件数は 2,748 件であり、うち事前評価は 808 件、事後評価は 1,940 件となっています。

本事例集は、各行政機関が実施、公表した政策評価の実施内容及びその結果の政策への反映状況を分かりやすく簡潔に紹介するために、上記の政策評価の中から、各機関が選定した事例 48 件を総務省において取りまとめたものです。

本事例集については総務省ホームページでもご覧いただけます。

（「政策評価の総合窓口」の中に掲載する以下の URL からアクセス）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000160225.pdf

- ※ 「評価結果の概要等」については評価書作成時、また、「政策への反映状況」については平成 24 年 3 月末時点の内容を掲載することとしています。
4 月以降のデータ等を掲載している場合は、参考情報である旨、注意書きを付しています。

目 次

内閣府

- 【事例 1】 市民活動の促進 1
- 【事例 2】 経済財政政策の推進 2
- 【事例 3】 地域活性化の推進 3

宮内庁

- 【事 例】 I T を活用した正倉院宝物の紹介 4

公正取引委員会

- 【事 例】 下請法の的確な運用 5

国家公安委員会・警察庁

- 【事例 1】 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 6
- 【事例 2】 歩行者・自転車利用者の安全確保 7
- 【事例 3】 振り込め詐欺対策の推進 8

金融庁

- 【事例 1】 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な
検査の実施 9
- 【事例 2】 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 10
- 【事例 3】 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域
密着型金融の推進 12

消費者庁

- 【事例 1】 消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進 13
- 【事例 2】 地方消費者行政の推進 15
- 【事例 3】 食品表示対策の推進 17

総務省

- 【事例 1】 災害時の情報伝達基盤技術に関する研究開発 19
- 【事例 2】 消防防災体制の充実強化 20
- 【事例 3】 スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向け
た試行 21

公害等調整委員会

- 【事例】公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な
処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

法務省

- 【事例1】矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進・・・・・・・・ 23
- 【事例2】保護観察対象者等の改善更生・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 【事例3】人権の擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

外務省

- 【事例1】国際経済に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 【事例2】領事サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 【事例3】外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革・・・・ 31

財務省

- 【事例1】重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進・・ 33
- 【事例2】国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理シス
テムを活用した現状把握及び情報開示・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 【事例3】関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並
びに税関手続における利用者の利便性の向上・・・・・・・・ 36

文部科学省

- 【事例1】安全・安心で豊かな学校施設の整備推進・・・・・・・・ 38
- 【事例2】子どもの体力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 【事例3】SACLA重点戦略課題の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

厚生労働省

- 【事例1】労働条件の確保・改善を図る・・・・・・・・ 41
- 【事例2】児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実
する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 【事例3】難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する・・・・ 43

農林水産省

- 【事例1】政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進・・・・・・・・ 44
- 【事例2】民有林直轄治山事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 【事例3】ウナギの種苗生産技術の開発・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

経済産業省

- 【事例1】 経済成長 47
- 【事例2】 対外経済政策 48
- 【事例3】 資源エネルギー・環境政策 49

国土交通省

- 【事例1】 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する 50
- 【事例2】 市町村の防災判断を支援する気象警報の充実 51
- 【事例3】 道路・街路事業 52

環境省

- 【事例1】 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり 53
- 【事例2】 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 54
- 【事例3】 水環境の保全（海洋環境の保全を含む） 55

防衛省

- 【事例1】 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 57
- 【事例2】 メンタルヘルスケア対策の強化 58
- 【事例3】 CBRN脅威評価システム技術の研究 59

(参考)

- 各掲載事例の選定基準について 60

内閣府 事例 1

市民活動の促進

政策の概要

特定非営利活動促進法の適切な施行等により、市民活動の促進を図る為、必要な体制整備、情報発信等を行う。

(達成すべき目標)

本施策の推進により、「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

(測定指標)

- ・特定非営利活動促進法に基づく申請に対する認証・不認証の決定までの期間
平成 22 年度実績：4 ヶ月以内（目標値：4 ヶ月以内）
- ・NPO ホームページへのアクセス数
平成 22 年度実績：729,291 件（目標値：前年度（543,639 件）比増）
- ・税制改正要望の成果の反映としての認定特定非営利活動促進法人数
平成 22 年度実績：71 法人（前年度（34 法人）比増）

(目標の達成状況の検証)

法に基づき速やかに認証・不認証を行うなど、法の規定に基づく運用を通じて制度全般の信頼性を維持してきた。NPO ホームページの運用においては、法人の事業報告書等について、新規・更新情報を速やかに掲載していることで、前年を上回るアクセス数を得ており、そのことが特定非営利活動法人に関する広範な情報提供に有効に働いたと考えられる。

また、平成 22 年度税制改正要望の結果、認定特定非営利活動法人の認定手続の簡素化等に伴い、前年度を上回る法人が認定を受けることができた（認定事務そのものは国税庁にて実施）。

(今後の方向性)

特定非営利活動促進法の改正により、平成 24 年度から認証事務は全て都道府県・政令指定都市が行うこととなり、加えて新たに認定制度が創設されることから、法の所管庁としての立場から、特定非営利活動促進法の適切な施行に対する支援及び IT を活用した情報提供に係る基盤整備等を図っていく。



政策への反映状況

IT 利用による情報提供に関しては、法の所管庁の立場から、NPO ホームページのアクセス件数を減少させないよう、ホームページの利便性等を考慮し、基盤整備を図ることとしている。また、認定特定非営利活動法人数に関しては、平成 23 年度税制改正要望により認定要件が緩和されたことを受けて、その成果を反映できるよう制度の普及に努めることとする。
(平成 24 年度概算要求：122 百万円) (平成 24 年度予算案：114 百万円)

内閣府 事例 2

経済財政政策の推進

※ 標記政策のうち、具体的事例として、「緊急雇用対策の実施」に関する評価事例を掲載。

政策の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）の一環として、地域社会における起業と雇用を創造するため、社会的課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」の起業と、「社会的企業」を担う人材の育成を支援する地域社会雇用創造事業を実施。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

(測定指標)

- ① 社会起業インキュベーション事業
「社会的企業」の起業（スタートアップ）を支援。
800 人の起業支援を目標。（平成 23 年度末まで）
- ② 社会的企業人材創出インターンシップ事業
「社会的企業」でのインターンシップを通じた人材育成を支援。
12,000 人の人材育成を目標。（平成 23 年度末まで）

(効果の把握の結果)

- ① 社会起業インキュベーション事業
平成 22 年度末時点で、400 人以上の起業支援を実施し、事業は順調に推移していた。
- ② 社会的企業人材創出インターンシップ事業
平成 22 年度末時点で、6,000 人以上の人材育成を実施し、事業は順調に推移していた。

【参考：平成 23 年度末における事業実績】

- ① 社会起業インキュベーション事業
平成 23 年度末時点で、800 人以上の起業支援を実施し、そのうち 87%が法人登記等により起業

達成目標	指標	目標	実績	達成率	起業者数	起業率
「社会的企業」の 起業支援	起業支援対象者数	800 人	959 人	120%	835 人	87%

- ② 社会的企業人材創出インターンシップ事業
平成 23 年度末時点で、12,000 人以上の人材育成を実施し、そのうち 80 名以上が「社会的企業」を起業

政策への反映状況

評価結果を踏まえ、必要な見直しを行った上で（※）、平成 23 年度 3 次補正予算において、復興支援型地域社会雇用創造事業を措置し、復興支援型地域社会雇用創造事業を実施している。

- ・復興支援型地域社会雇用創造事業の概要（平成 23 年度 3 次補正 32 億円）
被災地における起業と雇用を創造するため、社会的課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」の起業と、「社会的企業」を担う人材の育成を支援。平成 24 年度末まで事業を実施。

（※）被災地で効率的に事業を行うため、基金設置法人を設置するなど、事業スキームの見直し等を行った。

地域活性化の推進

※ 標記政策のうち、具体的事例として、「中心市街地活性化基本計画の認定」に関する評価事例を掲載。

政策の概要

近年における急速な少子高齢化、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応し中心市街地の活性化を推進するため、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、市町村が作成する「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画」（中心市街地活性化基本計画）の認定を行う。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

<測定指標>

- 認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合
 - ・ 中心市街地活性化施策では、中心市街地活性化に意欲的に取り組む市町村が計画を策定し国が認定した場合、国による認定と連携した支援措置（交付率の拡充など）を行うことになっている。
認定した全ての計画に対して、認定と連携した支援を行いながら中心市街地の活性化を推進していくことを目標として100%と設定。
 - ・ 平成 22 年度目標値：100% ⇒ 達成
- 計画期間が終了した計画について、期間終了後に行ったフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合
 - ・ 計画期間終了後に市町村が行うフォローアップ調査において、計画の目標の達成・未達成を市町村が判断を行う。目標を達成したと回答した市町村の割合を施策の有用性を測る指標として設定。
計画期間が終了した計画が少なく（H22FY までに 1 件）、実績に応じた目標値設定が出来ないため暫定値として 50%と設定。
 - ・ 平成 22 年度目標値：50% ⇒ 評価できず

なお、順天堂大学スポーツ健康科学部健康学科 田城孝雄教授より「各省庁の個別の取組による部分最適化ではなく、内閣府が関与して基本計画の全体最適化を図ることは素晴らしい仕組みなので、政策の一貫性と時代の変化への即応性を重視しながら進めてほしい。また、予算は旅費等だけでなく調査研究費等も必要と思われる。」との意見をいただいたところ。

政策への反映状況

評価結果を踏まえ、平成 24 年度概算要求において、地域活性化政策の推進に必要な経費として、2,738,931 千円※を計上。（平成 24 年度政府予算案額：2,162,668 千円※）
このうち、上記意見を踏まえ、調査研究等を行うため、政府予算案において、10,024 千円を計上。

※ 東日本大震災復興特別会計において、全国防災対策費で計上された分を含む。

ITを活用した正倉院宝物の紹介

政策の概要

掲載する宝物写真の点数、画質、宝物関連のデータなど、提供する全ての内容について見直しを行い、情報提供の充実化、利便性の向上等を図る一方、データの追加掲載が容易に行えるシステムを構築することで、今後の情報発信の基盤を整え、さらには運用等経費面においてもコストを下げることとする。

(評価対象政策の目的)

正倉院宝物の調査研究資料を広く一般に紹介する正倉院ホームページ及び正倉院宝物管理システムを改修し、掲載情報を充実させることにより、正倉院宝物に対する国民の理解と関心の増進を図る。

評価結果の概要等

<事後評価/事業評価方式>

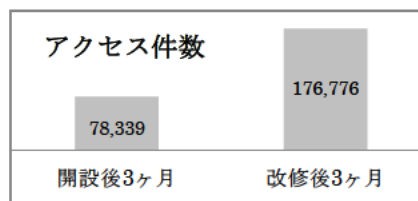
(必要性の観点からの評価)

学識経験者の意見を聴取したところ、有意義であったとの評価を得ており、正倉院ホームページのアクセス件数も当初開設時と比してはるかに高い数値となっており、正倉院宝物に対する国民の理解と関心の増進を図るという当初の目的に照らして必要性の高いものであった。

・学識経験者の評価

宝物に接する機会があまりなかった方に紹介する手段として有効である
世界的な学術的価値を有するデータの公開であり格段の意義を持っている

・トップページへのアクセス件数が、開設時よりもリニューアル時の方がはるかに高い数値（開設以降、正倉院宝物に接する手段として同HPの存在が広く認識されており、同HPによる情報提供に対する需要が高い状態にあったと考えられる。）



(有効性の観点からの評価)

学識経験者から肯定的な評価を頂き、また、アクセスからの解析により利用者がコンテンツをある程度活用していることが認められ、正倉院宝物に対する国民の理解と関心の増進を図るという当初の目的に照らして、有効性の高いものであった。

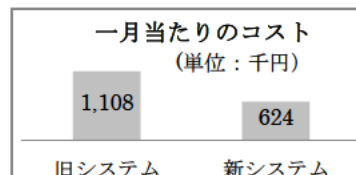
・学識経験者の評価

宝物の検索を簡単に行うことができる
宝物に関する情報が充実・向上している

・リニューアル後の1人当たりのページビューを見ると、毎月ほぼ10を超えている（利用者がホームページのコンテンツをある程度利用していると考えられる）

(効率性の観点からの評価)

システム運用経費の削減は当初目標の10%を大きく上回り、月別比40%となっており、効率性の高いものであった。



政策への反映状況

平成23年度中に『正倉院紀要』最新号や宝物の部分写真579点を追加掲載した。
平成24年度以降も、毎年、宝物100~200点、写真200~300点程度を追加掲載するため、準備を進めている。

下請法の的確な運用

政策の概要

書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）又は指導）を講ずる。

下請取引適正化推進講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。

（達成すべき目標）

下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速（処理期間6か月以内を目途）かつ的確に対処し、これらを排除すること。また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。

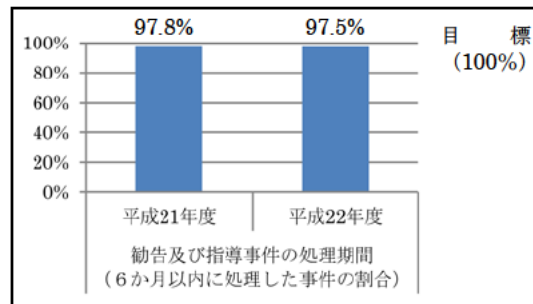
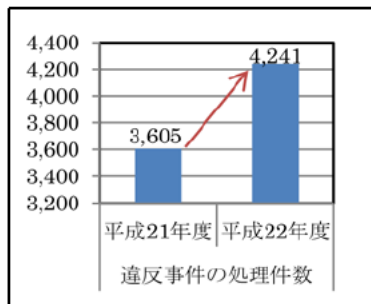
評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

（評価対象政策の実績）

違反事件の処理件数は21年度の3,605件から4,241件（勧告15件、指導4,226件）と増加（17.6%増）。

一方、処理期間については、前年度（97.8%）とほぼ同水準の97.5%の事件が目標処理期間である6か月（180日）以内に処理。



（評価結果）

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要かつ有効であると評価できるが、以下の課題が挙げられる。

平成22年度においては、勧告15件・指導4,226件と親事業者に対する措置件数が過去最多となるなど積極的に事件処理を行ったものの、勧告・公表に耐え得る証拠収集等に時間を要したこと等の理由で、勧告事件15件のうち12件については目標処理期間内に処理できなかったことから、処理期間の短縮のため、担当職員の調査能力の向上及び調査部門の体制の更なる強化を図る必要がある。

政策への反映状況

政策評価結果を踏まえ、平成24年度概算要求・要望において、下請取引の適正化に係る普及・啓発として下請取引適正化推進講習会の開催、下請法運用部門の体制強化等に必要な経費（142,373千円）を要求した。

また、政策評価結果を踏まえ、平成24年度機構・定員要求において、下請法違反事件の取締り強化のための体制整備として、下請法運用部門に6人の増員（要望枠）を要求した。

犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり

政策の概要

(業績目標達成のために行った主な施策)

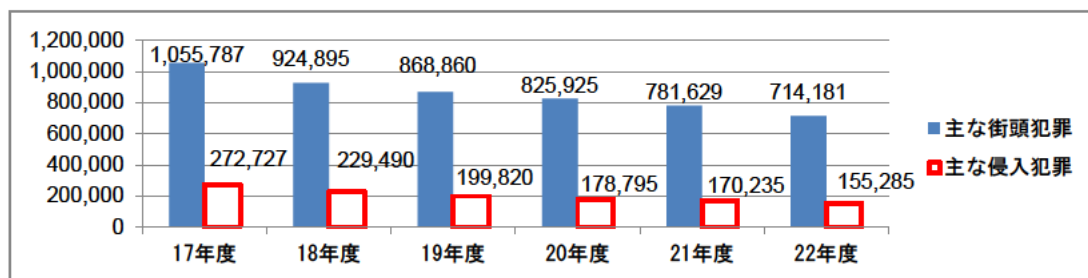
- 若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業の推進
若い世代の参加者を募集するなどして、団体の結成を支援するとともに、結成された団体等に対し、防犯パトロール用品の無償貸付等の各種支援を実施
- 子ども女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進
全国の警察本部に設置している「子ども女性安全対策班」において、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑防止条例違反等 1,315 件を検挙するとともに、指導・警告 1,862 件を実施
- 街頭防犯カメラの設置促進
街頭防犯カメラの設置運用に係る法的課題の整理やプライバシー保護に配慮した機能の実証開発等を目的とした「街頭防犯カメラシステムモデル事業」を平成 21・22 年度の2か年で実施し、同事業の調査研究結果のとりまとめを実施

評価結果の概要等

<事後評価/実績評価方式>

業績指標①：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数

22 年度中の主な街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数は、21 年度に比べ減少



業績指標②：子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進状況（強姦、強制わいせつ等の認知件数及び声掛け等前兆事案への対処事例）

22 年度中の強姦、強制わいせつ等の認知件数は、17～21 年度の平均に比べ減少

	17～21 年度の平均	22 年度	減少率
強姦 (件)	1,714	1,261	26.4%
強制わいせつ (件)	7,643	6,974	8.8%
略取誘拐 (件)	193	171	11.4%

22 年度は暫定値

【評価の結果】

業績指標①及び②については目標を達成したことから、業績目標は達成

政策への反映状況

- 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくりのための経費を予算要求
 - ・ ブロック別防犯ボランティアフォーラム開催
平成24年度概算要求：7 百万円 → 24 年度政府予算案：7 百万円 [新規]
 - ・ 子ども女性安全対策班の資料収集活動用資機材の整備
平成24年度概算要求：1 百万円 → 24 年度政府予算案：1 百万円 [23 年度予算：1 百万円]
- 子ども対象・暴力的性犯罪の出所者の再犯防止措置の強化のための職員を増員要求
- 平成 24 年度地方財政計画において、街頭防犯カメラ整備に必要な経費等が容認

歩行者・自転車利用者の安全確保

政策の概要

(業績目標達成のために行った主な施策)

○ 生活道路対策及び幹線道路対策の推進

警察と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において交通事故抑止対策を実施するよう指導

○ 歩行空間のバリアフリー化

バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進

○ 反射材の普及促進

反射材の効果等を体験する交通安全教室等を開催し、反射材の利用を促進

○ 高齢者に対する交通安全教育の充実

参加・体験・実践型の交通安全教育を中心とする高齢者に対する交通安全教育の実施を推進

○ 自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化

「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、指導警告活動を一層強力に推進するとともに、悪質・危険な違反者に対しては、積極的な検挙措置を講じるよう、都道府県警察を指導

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

業績指標① 歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数

22年中の歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数は、基準年である17年に比べ減少

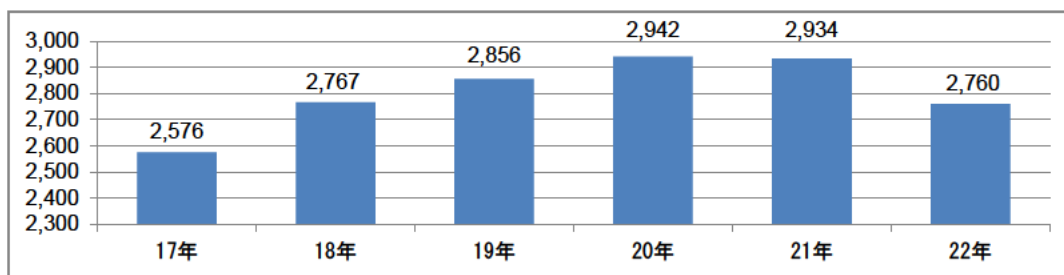
歩行中の交通事故死者数の減少率は目標(減少率2割以上)に満たなかったものの、自転車乗用中の事故死者数の減少率は目標を達成

	17年	22年	減少率
歩行中(人)	2,104	1,714	18.5%
自転車乗用中(人)	846	658	22.2%

業績指標② 歩行者と自転車との交通事故件数

22年中の歩行者と自転車との交通事故件数は、基準年である17年に比べ増加

なお、18年から20年にかけて事故件数は連続で増加していたが、21年から減少



【評価の結果】

業績指標②については目標の達成が十分とはいえないものの、業績目標①についてはおおむね目標を達成したことから、業績目標についてはおおむね達成

政策への反映状況

歩行者・自転車利用者の交通ルール遵守等に係る対策を推進することにより、歩行者・自転車利用者の安全確保を図るために必要な経費を予算要求

平成24年度概算要求：4百万円 → 24年度政府予算案：4百万円[23年度予算：13百万円]

振り込め詐欺対策の推進

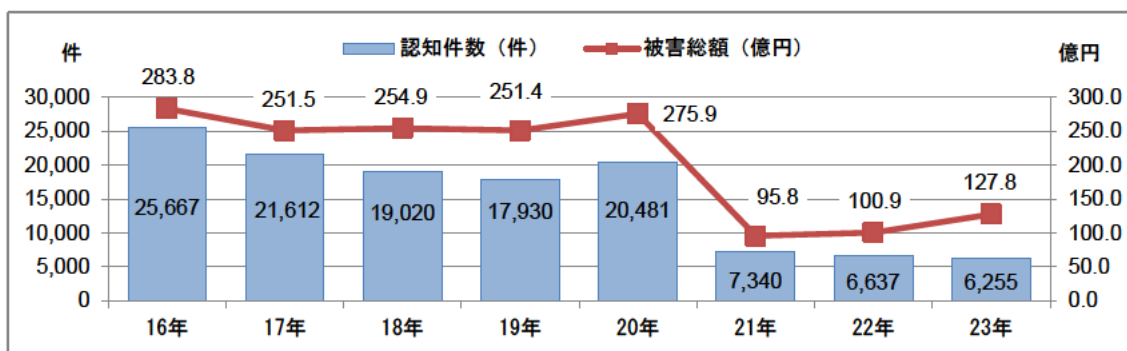
政策の概要

- **振り込め詐欺の検挙の徹底**
犯行グループに対する検挙活動を推進
- **不正に流通する口座対策**
架空・他人名義の口座に対する検挙活動、口座凍結依頼の実施及び凍結口座名義人リストの運用を推進
- **不正に流通する携帯電話対策**
架空・他人名義の携帯電話に対する検挙活動、契約者確認の求めの実施、犯行に利用されたレンタル携帯電話に対する解約依頼及び偽変造運転免許証情報提供制度の運用を推進
- **その他の犯行ツール対策**
郵便物受取サービス事業者・電話転送サービス事業者に対する解約依頼及び詐取金送付先リストの公表を推進
- **被害予防対策**
振り込め詐欺に係る広報啓発活動、金融機関・団体等との連携による被害予防活動を推進

評価結果の概要等

<事後評価／総合評価方式>

振り込め詐欺の被害状況（認知件数及び被害総額）



【評価の結果】

振り込め詐欺の認知件数及び被害総額は、いずれも大幅に減少したことから、振り込め詐欺対策の成果は上がったものと評価

政策への反映状況

引き続き振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動を強化していくために必要な経費を予算要求

- ・ 振り込め詐欺撲滅に向けた諸対策の推進に係る経費
平成24年度概算要求：55百万円 → 24年度政府予算案：55百万円 [23年度予算：2百万円]
- ・ 捜査員の研修に係る経費
平成24年度概算要求：1百万円 → 24年度政府予算案：1百万円 [23年度予算：1百万円]
- ・ 特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進に要する経費
平成24年度概算要求：7百万円 → 24年度政府予算案：7百万円 [新規]
- ・ 高齢者犯罪被害防止に要する経費
平成24年度概算要求：33百万円 → 24年度政府予算案：33百万円 [新規]

金融庁 事例 1

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

政策の概要

「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」するため、平成 22 事務年度の金融検査に当たっては、検査基本方針に基づき、金融機関において、①資金需要者への円滑な資金供給という役割を果たす態勢等が整備されているか、②そうした役割を果たすことができるだけの十分な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢が整備されているか、を検証することを基本としている。また、検査運営に当たっては、リスクに対する感応度を高めながら、問題を先取りするとともに、金融機関と深度ある双方向の議論を通じて課題を共有し、金融機関の自主的な経営改善につながるよう、引き続き、努めていくこととする。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

(総合的評価)

施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策への取組みを行う必要がある。

(必要性)

金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段である。

(有効性)

金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に一定の成果があったと考えている。

(効率性)

当局の人員が限られている中で、実効的かつ効率的な金融検査を実現するため、検査・監督一体的なモニタリングを効果的に実施することで検査実施前の事前分析の充実を図り、立入検査における検証分野の絞り込みや規模・特性等を勘案した検査班編成を行ったことにより、効率的な検査を実施することができたと考えている。

また、監査人や関係機関との連携を強化したことや、検査結果の分析と情報発信の強化を図ったことは、金融機関の管理態勢の改善に向けた自主的な取組みにつながったと考えている。

政策への反映状況

<予算要求>

評価結果を踏まえ、効果的・効率的な金融検査を実施するために必要な金融機関等検査経費等について平成 24 年度予算要求(353 百万円)を行い、政府予算案に計上(350 百万円)された。

<機構・定員要求>

評価結果を踏まえ、①システムリスクに関する検査体制の強化や、②保険会社に対する検査体制の強化等を図るため、平成 24 年度機構・定員要求を行った。

金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実

政策の概要

金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な金融・資本市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠のものである。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備及びその内容・運用の明確化を図ることとしている。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待される。こうした観点から、電子開示システム（EDINET）を利用したディスクロージャーの電子化を推進することとしている。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

（総合的評価）

施策の達成に向けて一定の成果が上がっており、金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実に向け、今後も同様の取組みを進めていく必要がある。

（必要性）

公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のために、企業の財務情報などの投資判断に必要な情報を正確、公平かつ適時に開示するためのディスクロージャー制度の不断の整備、制度の円滑な導入は必要不可欠である。

開示される情報の信頼性を高め、また、開示された情報の利便性を高めその利用を促進することは、証券市場を通じた投資の効率性や発行体企業の資金調達の効率性の向上により証券市場を活性化させ、国民経済の発展に資することが期待される。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの推進が必要である。

（有効性）

「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の一部改正は、制度の趣旨の明確化等を通じて、財務情報等の透明性・信頼性の向上のために有効な施策である。開示書類の虚偽記載及び不提出の違反行為については、証券取引等監視委員会及び財務局等と連携をとりながら、対象が拡大された課徴金制度を適切に運用することで抑止力として有効に機能している。

EDINETの安定した運用は、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図るという目的に十分寄与している。

（効率性）

EDINETを利用したディスクロージャーの推進は、企業情報等への容易・迅速なアクセスを実現するものであり、投資家に対し投資判断に必要な情報を効率的に提供するものである。



政策への反映状況

<予算要求>

評価結果を踏まえ、有価証券報告書等電子開示システム整備経費、業務・システム最適化計画に基づく次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の開発に必要な経費及び制度改正等へ対応するための経費について平成 24 年度予算要求（1,983 百万円）を行い、政府予算案に計上（1,971 百万円）された。

<機構・定員要求>

評価結果を踏まえ、無届募集事案及び英文開示に関する事務への対応に係る体制整備のため、平成 24 年度機構・定員要求を行った。

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進

政策の概要

中小企業金融等のきめ細かな実態把握に努めながら、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮促進に向けて、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化を図る。
また、地域金融機関は、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要があるため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づきその推進を図る。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

(総合的評価)

施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もより一層取組みを進めていく必要がある。

(必要性)

東日本大震災の影響もあり、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いている。このような中、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が引き続き重要となっており、中小企業等への円滑な金融に向けた取組みを継続していく必要がある。

また、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要がある。

(有効性)

中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは進展しており、また、各種指標は概ね改善の動きが継続していることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果をあげている。

(効率性)

関係省庁とも連携しつつ、金融庁・財務局のリソースを有効に活用して包括的な施策に取り組んでおり、効率的な施策展開が図られている。



政策への反映状況

<予算要求>

評価結果を踏まえ、関係機関等との連携強化に必要な経費及び、個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費の平成 24 年度予算要求 (680 百万円※) を行い、政府予算案に計上 (680 百万円※) された。

※復興庁所管において一括計上された分を含む。

<法令・制度の整備・改正>

金融規律の確保 (健全性の確保・モラルハザード防止) のための施策を講じる一方、中小企業者等の経営改善支援を含む総合的な「出口戦略」を推進するとともに、事業再生等の支援に軸足を円滑に移していく「ソフトランディング」を図る必要があることから、中小企業金融円滑化法の期限を 1 年間再延長すること等を決定・公表した (23 年 12 月)。これを受け、中小企業金融円滑化法の期限を再延長するための中小企業金融円滑化法一部改正法案を国会に提出し (24 年 1 月)、同法が国会で成立、公布・施行された (24 年 3 月)。これに併せて、運用面の改善として、中小企業金融円滑化法にかかる内閣府令の改正による開示報告様式の更なる簡素化を通じた金融機関の負担軽減についても、改正内閣府令を公布・施行するなどの措置を講じた (24 年 3 月)。

消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進

政策の概要

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

1 目標の達成状況の分析

消費者基本計画の工程表に示された平成 22 年度の実施予定をおおむね達成できた。

2 各観点からの検討

(1) 必要性

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う必要がある。

(2) 効率性

行政事業レビュー点検結果（平成 21 年度）も踏まえながら、消費者基本計画に盛り込まれた施策の実施について、コスト縮減など効率的な取組を行うよう努めた。

(3) 有効性

消費者基本計画の工程表に示された平成 22 年度の実施予定をおおむね達成しており、消費者団体訴訟制度における事業者の不当な行為に対する差止請求権の行使等を通じた消費者被害の未然防止・拡大防止、公益通報者保護制度を通じた事業者の不当行為の是正・抑止、消費者教育を通じた消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保、国際的な連携の強化による一層の情報共有などの点から、消費者の利益の擁護及び増進を有効に図ることができた。

3 総合的な評価

消費者基本計画の取りまとめ担当課として、工程の明確化（「工程表」の公表）を行い、具体的施策の実施状況に関する検証・評価の結果を毎年見直しに反映させるという新たなプロセスを取り入れながら、計画に掲げられた各施策の着実な実施を促すなど、平成 23 年度における同計画の改定につなげた。担当する各具体的施策についても、上述のとおり、工程表に示された実施予定に基づき着実に実施し、次年度以降の基本的な政策の企画・立案・推進につなげた。

これらにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するための取組を行うことができた。

4 課題と今後の取組方針

消費者基本計画の「平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」（平成 23 年 7 月閣議決定）を踏まえ、今後も、引き続き、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行う。

具体的には、消費者庁及び消費者委員会設置法附則に掲げられた集団的消費者被害救済制度及び適格消費者団体への支援の在り方について検討を深めるほか、公益通報者保護制度の推進（消費者委員会の意見への対応を含む）、消費者教育、国際的な連携の強化などに更に取り組んでいく。



消費者庁 事例 1

政策への反映状況

<予算要求>

- 平成 24 年度予算要求額：287 百万円 [平成 23 年度予算額：185 百万円]

※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況

- ・ 「消費者基本計画の作成等のための経費」について、印刷発注の効率化も含め、効率的に予算を執行できるよう随時検討する。なお、平成 23 年度の消費者基本計画（平成 23 年 7 月 8 日一部改定）及び消費者基本計画の検証・評価の印刷・製本に当たっては、一般競争入札を実施した
- ・ 「公益通報者保護制度の周知・啓発及び通報・相談体制の整備促進」について、広報資料の作成経費、説明会・研究会の経費について削減を行うことによって予算の減額を図った
- ・ 「公益通報者保護制度の運用に関する情報収集・調査研究」について、調査内容を精査・更新し、平成 24 年度の予算要求では、毎年実施する必要がある調査及び消費者委員会からの意見で求められている調査に厳選して、要求を行った

<機構・定員要求>

- E P A 等の二国間における国際的な連携強化のため、平成 24 年度機構・定員要求において増員を要求（定員要求：課長補佐クラス 1 名、係長クラス 1 名）

<その他の具体的取組>

- 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見募集（平成 23 年 12 月）
- 消費者の財産被害に係る行政手法研究会取りまとめ（「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置について」）（平成 23 年 12 月）
- 上記研究会取りまとめを踏まえ、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする消費者安全法改正法案を国会に提出（平成 24 年 2 月）
- 消費者教育推進会議取りまとめ（「消費者教育推進のための課題と方向」）（平成 24 年 4 月予定）
- O E C D 消費者政策委員会、消費者保護及び執行のための国際ネットワーク（I C P E N）等、国際会合における各プロジェクトに継続的に参画

消費者庁 事例2

地方消費者行政の推進

政策の概要

平成23年度末までの「集中育成・強化期間」における、地方消費者行政の課題及び消費者庁としての取組・地方公共団体への期待をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を、着実に推進していく。

「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行う。

「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。更に、全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の実施を通じ、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

1 目標の達成状況の分析

- ・ P I O - N E T の刷新や都道府県・政令指定都市の消費者担当課等への追加配備を行うとともに、関係省庁等に対し消費生活センター等の連絡先や「消費者ホットライン」の周知を文書で依頼するなど、地方における消費生活相談窓口の体制の整備や情報を受け付ける体制の整備に努めた。
- ・ 「地方消費者行政活性化基金」を活用し、弁護士・金融機関等の専門家を講師とした多重債務問題研修の実施や多重債務相談窓口の設置など地方公共団体の取組への支援を行うとともに、地方の「現場」の関係者の意見等も踏まえ、要望があれば基金の活用期間を平成23年度末から平成24年度末まで1年延長することを可能とするほか、既存の消費生活相談員への報酬の引き上げへの活用を可能とするなどの見直しを決定した。また、平成22年度補正予算で措置された「住民生活に光を注ぐ交付金」についても、地方公共団体に積極的な活用を働き掛けた。
- ・ 消費者庁幹部や経済産業局などの国の機関と都道府県・政令指定都市の担当部長との意見交換や情報交換の場として、「地方消費者行政ブロック会議」を全国6ブロックで開催し、法執行の強化の支援や連携などに努めるとともに、地域で消費者問題に携わる者の「交流の場」として、平成22年度より全国8ブロックで「地方消費者グループ・フォーラム」を開催した。また、全国知事会など「地方6団体」における会議に、政務三役をはじめとする消費者庁幹部が出席し、知事などの首長とも意見交換を行い、消費者行政の充実・強化を働きかけた。
- ・ なお、平成22年7月に「地方協力課」が新設されたこともあり、これまで以上に積極的に地方の「現場」へ出向き、意見交換等を行うことができた。

2 各観点からの検討

(1) 必要性

消費者の安心・安全を確保するためには、消費生活の現場である地方公共団体における消費者行政の充実・強化が不可欠である。

(2) 効率性

地方公共団体における先進的な事例を発信し、地方公共団体が効果的・効率的に取組を実施するよう努めた。

(3) 有効性

「地方消費者行政活性化基金」の平成21年度における取り崩し額が約37億円であったのに対し、平成22年度には約73億円に増えるなど、施策の地方消費者行政の充実・強化への有効性が認められた。

(4) 関係課室間の連携

多重債務者対策及び法執行研修において、政策調整課、消費者安全課、取引・物価対策課、表示対策課及び食品表示課等の関係課との連携を図った。

3 総合的な評価

平成21年度に続き、平成22年度においても、「地方消費者行政活性化基金」を活用した消費生活センターの設置や相談員の配置・増員や、地方公共団体の関係部署の連携や消費者団体等地域で消費者問題に携わる多様な主体の連携などの動きが見られ、全体として地方消費者行政の充実・強化の取組が前進しつつある。

消費者庁 事例2

4 課題と今後の取組方針

引き続き「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」の推進及び地方公共団体首長への働きかけを行っていくとともに、地域の消費者問題に携わる団体・グループが広く集い、交流を図る場を設け、その活動の活性化を促していく。また、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携及び協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行う。



政策への反映状況

<予算要求>

- 平成24年度予算要求：1,724百万円[平成23年度予算額：241百万円]
 - ・ 全国を対象とした「地方消費者行政活性化基金」の上積み（一般会計、5億円）
 - ・ 東日本大震災の被災4県（岩手、宮城、福島、茨城）を対象とした緊急対応支援のための「基金」の上積み（東日本大震災復興特別会計、3.64億円）をそれぞれ確保

※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況

- ・ 消費者ホットラインの運営について、事業・予算内容については現状どおり。ただし、今後、案内実績など適切な活動指標の設定を検討

<機構・定員要求>

- 震災復興のため、平成24年度定員要求において増員を要求
(定員要求：課長補佐クラス1名、係長クラス4名、一般職員クラス1名（うち、時限解除3名))

<その他の具体的取組>

- 積極的な地方の関係者との意見交換等の実施
- 「地方消費者グループ・フォーラム」（全国8ブロック）の開催を通じ、地域で消費者問題に関わる団体・グループの交流を促進
- 「消費者行政ブロック会議」（全国6ブロック）の開催を通じ、地方自治体との連携を強化
- 「東日本大震災」で被害を受けた地方自治体をバックアップするため、放射性物質検査機器の貸与（平成23年9月～）の取組を実施
- 消費生活相談員の資格の法的位置づけの明確化について検討会を立ち上げ、これまでに資格付与団体や地方自治体からヒアリングを実施（平成24年夏目途に中間とりまとめ予定）
- 全国消費生活相談情報ネットワーク（P I O-N E T）の見直しのための検討会を立ち上げ、これまでに地方自治体等からヒアリングを実施（平成24年6月目途に中間とりまとめ予定）
- 地元ニーズを踏まえつつ、引き続き被災地における相談窓口に各分野の専門家を派遣し（平成24年3月31日現在、2356人（のべ日人）派遣）、相談体制の構築に対する支援を実施

消費者庁 事例3

食品表示対策の推進

政策の概要

食品表示の適正化を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）、食品衛生法、健康増進法等に基づく食品の表示基準を的確に企画及び運用するとともに、表示違反に対して関係省庁や地方公共団体と連携しつつ厳正に対処する。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

1 目標の達成状況の分析

消費者基本計画に基づく各種施策については、年度内の目標を意識し工程管理に注意しながら業務を進めたため、平成22年度の目標をほぼ達成することができたと考えている。

2 各観点からの検討

(1) 必要性

食品の表示は、消費者が食品を選択する際の重要な判断材料であり、適正な表示がなされることが消費者利益の確保のために不可欠である。

このため、消費者利益の擁護と増進を図るためには、JAS法、食品衛生法、健康増進法に関連する表示基準等を的確に企画・運用し、さらにはこれらの法令の違反行為に対して厳正に対処を行う必要がある。

(2) 効率性

外注できるものについてはできる限り外注を行うなどして、効率的な業務推進を図った。

(3) 有効性

加工食品における原料原産地の表示の拡大、健康食品の表示に関する検討、栄養成分の義務化に向けた検討など各種施策に対応することにより、食品表示制度の効果的な推進を行うことができたと考える。

(4) 公平性

表示基準の検討に当たっては、パブリック・コメントや意見交換会等を大いに活用し、消費者や事業者等からの幅広い意見聴取に努めた。

(5) 優先性

加工食品における原料原産地の表示の拡大、健康食品の表示に関する検討、栄養成分の義務化に向けた検討など、早急な対応を要する喫緊の課題の検討を優先的に進めた。

(6) 関係課室間の連携

執行業務に当たっては、関係省庁や庁内関係部署との連絡調整を積極的に行い、効果的・効率的な執行を図った。また、食品表示連絡会議を開催するなどして、関係省庁との情報交換を行った。

一方、複数の法令が適用される事案等もあることから、他機関・部署との連携を含め、これら執行業務を専門に指揮・監督する管理職クラスが必要である。

(7) 政策評価の政策への反映

一部の施策については、平成22年度中に措置予定としていたものが措置できなかったことから、平成23年度中の早い時期に措置できるよう、一層の工程管理に努めることとする。

3 総合的な評価

平成22年度業務については、概ね基本計画のスケジュールどおりに進めることができたので、平成23年度以降においても、引き続き、適切な業務管理の上、食品表示の一元化などの課題について推進してまいりたい。

一方、執行業務においては、複数の法令が適用される事案がみられ、関係機関・部署が適切に連携しつつ、効果的に処理する必要がある。

4 課題と今後の取組方針

施策番号69（食品表示一元化に関する法律の制定など法体系の在り方については、JAS法、食品衛生法等の食品表示関係法令の統一的な解釈・運用を行い、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討する）について、早い段階で食品表示一元化法の法案提出に向けた具体的なスケジュールを示すとともに、そのための検討体制の整備、関係省庁との適切な情報共有に努める。

本政策評価等を踏まえ、平成24年度において、食品表示一元化に関する調査に係る予算や執行体制の強化に向けた機構定員を要求する予定。



消費者庁 事例3

政策への反映状況

<予算要求>

- 平成24年度予算要求額：216百万円 [平成23年度予算額：269百万円]

※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況

- ・ 消費者団体等との連絡会の経費について、他の事業との整理を行い、当該事業としての要求額を0とした。

<機構・定員要求>

- 他機関・部署との連携について総括的な管理・調整のため、また、特定保健用食品の審査体制の強化のため、平成24年度機構・定員要求において増員を要求

(機構要求：上席食品表示調査官 (JAS法及び食品衛生法) の設置)

(定員要求：企画官クラス1名、課長補佐クラス1名)

<その他の具体的取組>

- 学識経験者、消費者関連団体、事業者団体等で構成する「食品表示一元化検討会」の開催 (平成23年9月～)

災害時の情報伝達基盤技術に関する研究開発

政策の概要

東日本大震災においては、通信量の爆発的な増大や通信の途絶が長時間継続したため、通信の確保が困難であったことから、災害時においても情報を確実に伝達する基盤技術を確認することは、国家安全保障、行政の基本的な機能の維持や国民の生命財産の保護の観点から、喫緊に達成すべき重要な課題である。

このため、被災地での余震・高潮による新たな災害発生、懸念が高まっている首都圏直下型地震や東南海地震等の大規模災害に対処する技術を確認し、被災地の復興に貢献するとともに、我が国の情報通信システム全体の耐災害性向上を図る。

評価結果の概要等

<事前評価／事業評価方式>

- 事前事業評価時における政策効果の把握の手法
本研究開発の企画・立案に当たっては、外部専門家・外部有識者から構成される「情報通信技術の研究開発の評価に関する会合」等において、本研究開発の必要性、技術の妥当性、実施体制の妥当性、予算額の妥当性等について外部評価を実施し、政策効果の把握を行った。
- 政策評価の観点及び分析
外部評価を実施し、効率性、有効性、公平性及び優先性の観点において、以下の分析を行った。
なお、同会合において、本研究開発を実施する必要性が高いことが確認された。
- 主な観点及びその分析

観点	分析
有効性	情報通信システムの耐災害性の向上は、行政機能の基本的な維持、国家安全保障や国民の生命・財産の保護の観点から、喫緊に達成すべき課題であり、本研究開発を実施することで、通信の爆発的な混雑が生じた際に被災地の通信処理能力を緊急増強する技術、通信インフラが損壊した場合に代替となる衛星通信により回線確保を円滑に行う技術が確立され、その普及が期待できるものである。 よって、本研究開発には有効性があると認められる。
優先性	本研究開発は、東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地での余震・高潮による新たな災害発生、懸念が高まっている首都圏直下型地震や東南海地震等の大規模災害に対処する技術であり、国民の安全・安心の確保に向けて、早期に完了すべきものである。また、東北地方のテストベッドを活用して実施することで、東北地方に多く存在する通信部品・機器メーカー等に波及効果があり、被災地の地域経済の活性化に大きく寄与することが期待されるものである。 よって、本研究開発には優先性があると認められる。



政策への反映状況

評価結果を受けて、平成 24 年度概算要求において「災害時の情報伝達基盤技術に関する研究開発」として 33 億円要求した。

消防防災体制の充実強化

政策の概要

- 基本目標
災害態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況が大きく変化する中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。
- 政策の概要
国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

- 地域における総合的な防災力の強化を図るため、消防団や自主防災組織等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業等との連携による予防活動や防災意識の普及・啓発など住民と行政が一体となった地域防災力の向上が課題である。また、防災拠点となる公共施設の耐震化の促進など災害に負けない施設等の整備も課題である。
- 東日本大震災をはじめ、今後発生 of 切迫性が指摘されている大規模地震を踏まえ、引き続き、緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、消防救急無線のデジタル化の推進などが必要である。
- 住宅火災による死者数を半減させるため、住宅用火災警報器の普及等による住宅防火対策の推進を図ること等により、身近な生活における安心・安全の確保を図る必要がある。また、近年は、火災予防行政の枠組みの実効性の確保、火災予防に係る規制体系の再構築について検討するなど、建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。
- 救急救命体制の充実を図るため、消防機関と医療機関の連携を一層強化させるとともに、医療技術の進歩や救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、救急業務の高度化を引き続き推進する必要がある。



政策への反映状況

- 予算要求
 - ・ 消防団員数の減少を受け、消防団の入団促進を図るとともに、自主防災組織等の育成等により地域における総合的な防災力の強化を図るため、2.5 億円を要求。
 - ・ 広範囲かつ長期間に及ぶ大規模災害に対し、地域を越えた的確かつ迅速な対応を目的とした、緊急消防援助隊の充実強化のための予算 106 億円を要求。
 - ・ 身近な生活における安心・安全の確保を図るため、引き続き、住宅用火災警報器の設置の普及啓発等を図るとともに、空港、病院等の公共的な施設における高齢者や障害者に適した火災警報装置の調査検討を行うため、2.7 億円を要求。
 - ・ 消防と医療の連携・強化等の課題を含めた救急業務のあり方の研究・検討を行うため、91 百万円を要求。
- 機構・定員要求
大規模・広範囲災害に対する応急体制の強化、緊急消防援助隊の機能強化等を図るため、担当職員の増員を 15 名要求するとともに、広域応援体制に係る事務を担当する室の新設を要求。
- 消防法の一部改正法案の国会提出
雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化や消防機関による火災調査権の拡大等を内容とする「消防法の一部を改正する法律案」を平成 24 年 3 月 2 日に国会に提出した。

スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行

政策の概要

- 目的
サイバー攻撃の踏み台となる、感染したPCを遠隔で操作する機能を持つマルウェア等の脅威を軽減し、安心・安全なインターネット環境の実現に資する。
- 概要
官民連携によりサイバークリーンセンターを組織し、インターネット上においてマルウェアの感染活動の検知・解析、及び検知したマルウェア感染PCの所有者への注意喚起（感染状況・対策手法の通知）を実施することにより、マルウェア感染PCからマルウェアを駆除する。

評価結果の概要等

<事後評価／事業評価方式>

- 事後事業評価時における政策効果の把握の手法
外部の有識者で構成される委員会において、実施状況について定期的に評価を実施し、当該評価を本事業にフィードバックするとともに、政策効果の把握に活用した。
- 達成目標
インターネット上におけるマルウェアの感染活動の検知・解析、及び検知したマルウェア感染PCの所有者への注意喚起など一連のプロセスを実施・サポートするシステムを構築・運用し、国内のマルウェア感染率を低減する。
- 政策評価の観点及び分析
外部評価を実施し、必要性、効率性、有効性、公平性及び優先性の観点において、以下の分析を行った。
- 主な観点及びその分析

観点	分析
有効性	当初の目標どおり、システムを構築のうえ、実証実験を実施し、国内のマルウェア感染率を低減した。 よって、本研究開発には有効性があったと認められる。
公平性	本事業は、一般ユーザ広く注意喚起の対象とするとともに、本事業の成果は、サイバークリーンセンターのホームページ (http:// www.ccc.go.jp/)を通して広く一般に公開した。 よって、本研究開発には公平性があったと認められる。

- 目標の達成状況
インターネット上におけるマルウェアの感染活動の検知・解析、及び検知したマルウェア感染PCの所有者への注意喚起など一連のプロセスを実施・サポートするシステムを構築・運用し、国内のマルウェア感染率を、プロジェクト開始前の約2%から約0.6%に低減した。



政策への反映状況

評価結果を踏まえ、本事業の成果を活用し、マルウェア感染PC所有者への注意喚起活動を民間事業者の自主的な取組として実施する枠組みを整備した。
なお、本政策は当初の目的を達成して平成22年度に終了している。

公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理

政策の概要

公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行い、公害に係る紛争の迅速・適正な解決を図る。

評価結果の概要等

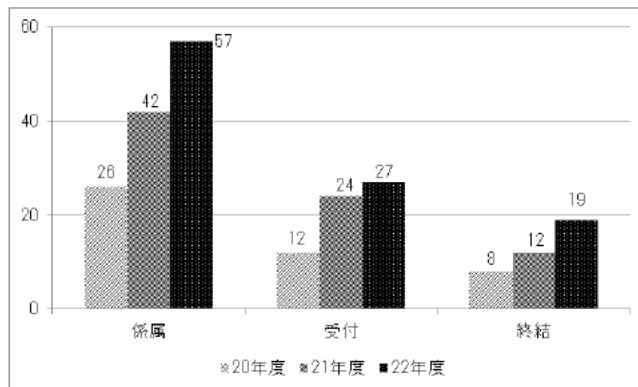
<事後評価／実績評価方式>

(評価対象政策の目標)

- 公正かつ中立な立場から公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る。

(評価対象政策の主な実績)

- 公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況
(目標：受け付け次第、適正に手続を実施)



- 現地期日の開催状況：
(目標：当事者の負担軽減を図るため、可能な限り開催)
→ 22年度実績 20回 (21年度実績 10回)

(評価結果の概要)

- ・ 目標期間(20～22年度)において、受付・係属件数が毎年度増加する中でも、制度の特長を生かし、職権調査の実施(総合評価方式による入札等にて業者選定)や現地期日の開催に積極的に取り組みつつ、計画的・効率的な審理によって迅速かつ適正な処理が行われており、目標は達成されている。



政策への反映状況

評価結果を踏まえ、引き続き公害紛争処理制度の適切な運用を図るため、平成24年度概算要求において、事件数の増加への迅速かつ適切な対応のため、調査経費(31.3百万円)や現地期日の開催経費(13.7百万円)については、昨年度と同程度の要求を行った。

矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進

政策の概要

過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。

(達成すべき目標)

既存の民間委託の取組に加え、被収容者の性質等に留意しながら民間開放を推進し、民間のノウハウやアイデアを活用した矯正処遇について更に充実させるとともに、運営コストの削減を図る。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

(測定指標)

- (1) 民間の創意工夫による再犯防止を踏まえた矯正処遇の充実
目標値：新たな職業訓練及び改善指導プログラムの項目数の増加：4項目以上
平成22年度実績：調理師科等29項目増加
- (2) 競争の導入による公共サービス改革に関する法律に基づく民間委託対象刑事施設における運営経費の削減
目標値：国が実施した場合に想定される必要経費と比較して削減
平成22年度実績：①静岡刑務所並びに笠松刑務所における総務業務及び警備業務に係る業務委託約54,397千円削減（契約期間である7年間の合計）
②静岡刑務所、笠松刑務所並びに黒羽刑務所における作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務に係る業務委託約152,861千円削減（契約期間である7年間の合計）

(評価結果)

本施策については、大半の業務が平成23年1月に運営を開始したところであり、現段階においてその全てを評価することは困難であるため、現段階の評価に過ぎないが、公共サービス改革法の趣旨である公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に関し、一定の効果が認められている。ただし、事業者の決定から業務開始までの期間がわずか1か月間であり、官民双方で十分な準備期間を確保できなかったこと、また、複数施設における同種業務を一括して委託対象としたにもかかわらず、施設ごとに業務実施方法が異なっていることなど、発注方法等に改善の余地があり、新たに事業を実施するに当たっては、これらを解決することにより、更なる効果が期待される。

(評価結果の反映の方向性)

公共サービス改革法及び「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月1日閣議決定）の趣旨を踏まえ、平成22年度事業の実施状況を検証するとともに、シェアード・サービス（業務集約化）による効率的な委託を可能とするためのBPR（業務実施方法等の見直し）についても併せて検討しつつ、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について、引き続き検討を行う。

政策への反映状況

評価結果を踏まえ、高率収容下の状況において、各刑事施設の収容状況、職員の配置状況、施設の新営整備状況等により、総務系業務等の民間委託の再配置を図るとともに、契約形態についても見直しすることにより、当該事業に係る経費を平成24年度予算案に計上した。

(平成24年度予算要求額：15,705百万円、平成24年度予算案：15,705百万円 [平成23年度予算額：15,356百万円])

保護観察対象者等の改善更生

政策の概要

更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。
(達成すべき目標)

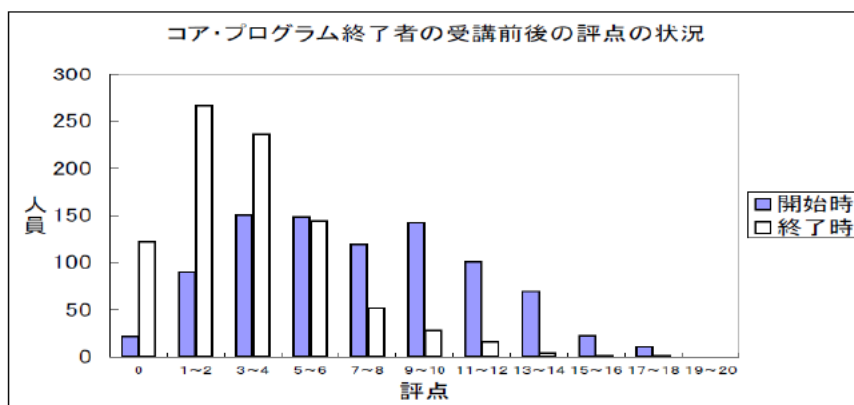
- (1) 保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。
- (2) 更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。

評価結果の概要等 (1/2)

<事後評価／実績評価方式>

(測定指標)

- (1) 性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化
目標値：プログラム受講者の問題性（評点の平均）が低下すること
平成 22 年度実績：受講前 7.2 点／受講後 3.3 点



(注) 平成 22 年 1 月から同年 12 月までに、性犯罪者処遇プログラムを終了した 870 名に対し、プログラム受講開始時及び受講終了時に、性犯罪リスク要因に関する評価項目のチェックを行い、各評価項目の問題性の程度を点数化した。

- (2) 保護観察終了者に占める無職者の割合

目標値：対前年減
平成 22 年度実績：

	全体	保護観察 処分少年	少年院 仮退院者	仮釈放者	保護観察付 執行猶予者
H22 年	24.2%	11.7%	21.8%	35.3%	39.4%
	9,109 人	1,895 人	842 人	4,828 人	1,544 人
H21 年	23.7%	12.9%	22.6%	32.4%	38.1%
	9,319 人	2,151 人	879 人	4,653 人	1,636 人

(注) 平成 22 年は速報値

- (3) 社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査

目標値：処遇効果が確認できた参加者の割合が 80% 超
平成 22 年度実績：

質問事項	意見の内容	割合
① 自己有用感について	「今日は、人から感謝されたり、頼りにされたりしてうれしかった。」等	90.2%
② 達成感について	「今日の活動をしている自分も悪くないと感じた。」等	95.6%
③ 社会性について	「今日の活動では、他の人といろいろと話をすることができた。」等	89.3%
④ 規範意識について	「今日の活動に参加して、これまでの自分の行いで悪かったところを直そうと思った。」等	89.3%

評価結果の概要等 (2/2)

- (4) 全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員／年間の収容可能人員）
目標値：対前年度増
平成 22 年度実績：76.5%（平成 21 年度実績：75.4%）
- (5) 更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育の年間実施延べ人数）
目標値：対前年度増
平成 22 年度実績：8,538 人（平成 21 年度実績：8,390 人）

（評価結果）

・性犯罪者処遇プログラムでは、受講後において評点の低下が明らかであり、認知行動療法の技法等を取り入れたプログラムは、プログラム受講者の問題性の改善に有効であるといえる。

・社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査では、社会参加活動は、対人関係技能の習得、社会性の獲得等に効果的な手法であり、調査の結果から有益性が認められる。

・保護観察終了者に占める無職者の割合は、増加傾向にあり、背景には、昨今の雇用情勢の悪化があるものと考えられる。仮釈放者についてみると、保護観察歴の多い者や年齢が高い者の方が無職者の割合が高い。また、無職の保護観察対象者の再犯率は、有職者に比べ高水準であることなどからも、就労支援の実施は保護観察対象者等の改善更生のために不可欠な措置である。

・全更生保護施設の保護率及び更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数では目標を達成している。これは、近年、更生保護施設職員に対する研修を充実強化したことにより、同職員の処遇能力が向上し、その結果、更生保護施設の処遇内容が充実したことによるものである。

保護観察対象者に対する処遇の充実強化及び更生保護施設の積極的な活用を通じた保護観察対象者等の自立更生の促進のいずれの取組についても達成されており、「更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る」との基本目標は達成された。

（評価結果の反映の方向性）

就労支援と就労先の確保の重要性から、法務省と厚生労働省との連携による就労支援対策を推進し、矯正施設収容中から釈放後の職場定着に至るまでの継続的な支援を充実させる。また、民間事業者である協力雇用主を開拓し、無職の保護観察対象者等の社会的受け皿を拡大する必要がある。

さらに、昨今の厳しい経済社会情勢等を踏まえると、今後も、刑事施設等を出所しても、行き場がなく、自力では改善更生が困難な者が高水準で推移するものと考えられることから、更生保護施設での受入れ態勢を強化していく必要がある。

保護観察対象者等の改善更生を促進し、再犯を防止して社会を保護することは、国民や社会のニーズに沿うものであることから、引き続き本施策を実施し、更なる改善更生の促進については再犯防止を図っていく必要がある。

政策への反映状況

評価結果を踏まえ、就労支援・雇用確保対策の強化、更生保護施設における保護人員の拡大等に係る経費を平成 24 年度予算案に計上した。

（平成 24 年度予算要求額：12,382 百万円、平成 24 年度予算案：11,525 百万円 [平成 23 年度予算額：12,137 百万円]）

人権の擁護

政策の概要

人権の擁護に関する施策を総合的に推進、人権が尊重される社会の実現に寄与する。
(達成すべき目標)

全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要と考えられる。このような理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じて、人権啓発を行い、人権尊重思想の普及高揚を図る。

人権侵害事案の発生を広く把握できるよう、いつでも気軽に相談できる体制を整えるほか、あらゆる人権侵害事案に対応でき、かつ、人権侵害を見逃さず、的確に調査・救済手続につなげることができるよう、人権相談の人的・質的充実を図る。さらに、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずることができるような調査救済体制を整える。

評価結果の概要等

<事後評価／総合評価方式>

(1) Jリーグ等スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動については、多くの来場者がある公式戦等の試合会場において、人権についての必要性・重要性を広くアピールすることができたほか、テレビや新聞による報道等、二次的効果もあった活動であり、有益な活動であると評価できる。

また、全国中学生人権作文コンテストについては、平成 22 年度は全中学校数の約 58 パーセントの中学校から、88 万 7,012 通と過去最高の応募があり、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めたと考えられることから、十分な効果があったと評価できる。

さらに、人権啓発フェスティバルについては、90 パーセント以上の人々が満足、80 パーセント以上の人々が人権問題についての関心や理解が深まったと回答していること、また、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」については、90 パーセント以上の人々がハンセン病についての関心や理解が深まったと回答していることから、人権問題についての関心や理解への深まり及び偏見・差別を解消するという所期の目的に対し、十分な効果があったと評価できる。

(2) 児童、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者やパートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」、インターネットを利用した人権侵害等の人権問題が大きな社会問題となっている状況を踏まえると、これらの問題について、緊急に施策を講じる必要があり、平成 22 年においては、①「子どもの人権 110 番」及び「女性の人権ホットライン」の活用、②「子どもの人権 SOS ミニレター」の全国の小・中学生への配布、③社会福祉施設等における特設相談所の開設等の施策により 280,977 件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案 21,500 件については人権侵犯事件として対応したことから、実効的な被害者救済に役立つものとして、効果的であったと評価できる。



政策への反映状況

- (1) フェスティバル及びシンポジウム型の啓発活動においては、全体の参加者数の増加を目指すとともに、幅広い世代の国民に人権尊重の理念が行きわたるための方策として平成 23 年度の人権シンポジウムの映像を YouTube の法務省チャンネル等へ掲載した。
また、一昨年、内閣府行政刷新会議において、政府の広報・イベント経費は、費用対効果の徹底的な検証をする方向で取り組むよう指摘されたことを踏まえ、イベント的要素を取り入れた全国規模で行う人権啓発フェスティバルは平成 23 年度以降その実施を見合わせるとともに、各地域におけるミニフェスティバルについては、開催期間が 2 日間のものを 1 日間に変更するなど見直しをした。
- (2) 人権侵犯事件の端緒を把握する人権相談体制の充実強化は、人権侵害による被害者の実効的救済のために必要不可欠であり、人権相談体制の周知等に努めるとともに、国民にとってより一層相談しやすい環境の整備に努めるなど、本施策を推進していく必要がある。

外務省 事例 1

国際経済に関する取組

※ 標記政策のうち、具体的事例として、「アジア太平洋経済協力（APEC）を通じた経済関係の発展」に関する評価事例を掲載。

政策の概要

平成 22（2010）年の APEC 議長として APEC 首脳会議、閣僚会議等における積極的な関与を通じ、地域経済統合、成長戦略の策定、人間の安全保障、経済・技術協力等の分野における具体的な協力の促進に寄与した。アジア太平洋地域を取り巻く政治・経済環境が大きく変化する中で、更なる成長と繁栄を実現していくための APEC の将来像（ビジョン）について首脳間で共通認識を得た。

評価結果の概要等

<事後評価／総合評価方式>

（評価結果）「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

- （1）アジア太平洋地域を取り巻く政治・経済環境が大きく変化する中で、更なる成長と繁栄を実現していくための APEC の将来像（ビジョン）について首脳間で共通認識を得ることができたのは大きな成果。今回横浜において首脳間で深めた議論は、新時代の APEC として新しい地平を切り拓き、新たな行動を求めるものであり、歴史の一ページを刻んでいくものである。
- （2）特に、APEC が地域経済統合の取組を推進していくために、菅総理（当時）が議長としてリーダーシップを発揮し、我が国として「国を開く」ことを明確に打ち出し、世界、特に発展著しいアジア太平洋地域と共に成長の道を歩んでいくとのメッセージを積極的に出すことができた。これは、APEC が FTAAP 構築に向けた具体的道筋を定める上でも有意義であった。
- （3）今後、APEC としては「横浜ビジョン」の実現に向けて、具体的な行動を取っていくこととなる。平成 22（2010）年に示した「横浜ビジョン」が翌年（米国内閣）以降 APEC メンバーに引き継がれ、ビジョンを一層具体化し、成果をもたらしていくことが重要。

（課題）

- （1）2010 年日本 APEC 首脳会議で採択された「横浜ビジョン」を踏まえ、2011 年の議長である米国との協力を深化させながら、一つでも多くわかりやすい具体的な成果をあげる。
- （2）2010 年日本 APEC の成果にのっとり、2011 年 APEC 議長を務める米国が定めた優先分野（注：地域経済統合の強化、グリーン成長の促進、規制協力の拡大・規制の収斂の促進）での進展を目指すこと。



政策への反映状況

2011 年米国（ホノルル）で行われた APEC 首脳会議では、2010 年に我が国が議長としてとりまとめた「横浜ビジョン」の理念を踏まえ、「成長と雇用」、「規制改革と競争力」及び「エネルギー効率・エネルギー安全保障」の課題について議論が行われ、地域全体の経済成長を促すため、貿易を制限せずにイノベーションを促進するための共通原則、グリーン成長のための環境物品の普及のために各エコノミーが取り組んでいくこと、APEC 全体のエネルギー効率向上の目標設定等に合意し、これらの合意を含む「ホノルル宣言」が採択された。

外務省 事例 2

領事サービスの充実

政策の概要

- 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組
海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を一層推進するなど領事窓口サービスの向上等の取組を進めた。
- 領事担当官の能力向上
国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行った。
- 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理
日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努めた。

評価結果の概要等

<事後評価／総合評価方式>

（評価結果）「目標の達成に向けて進展があった。」

- 領事窓口サービスの向上は、平成 22 年 10、11 月に在外 145 公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果においても表れている。具体的には、在外公館の領事窓口の対応では 84%、入館時の受付対応では 75%、電話の対応では 76%が「丁寧な対応」と回答しており、本官や現地職員が利用者の立場に立って対応していると評価できる。さらに、平成 22 年度の参議院議員選挙の対応について調査した結果、「丁寧な対応」との回答は 53%であり、「普通であった」を加えると 96%に上っており、在外選挙の広報案内や在外公館投票に際しての在外公館の領事窓口での対応振りは概ね良い評価であった。
- 平成 18 年度から行っている領事業務の IT化の推進について、平成 22 年度には、領事利便支援システムに邦人援護を支援する機能が追加された。
- IC旅券の適切な発給・管理等により、旅券の国際的信用を高め、もって邦人の権利を確保するという点については、昨年同様、真摯に取り組んできた結果、旅券の不正使用の把握件数が減る等、一定の前進が見られた。よって、総合的に勘案し、領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったと評価する。
- 日本人学校現地採用教員、補習授業校現地採用講師の政府援助率を引き上げることにより、学校運営の安定化と、通学児童生徒の授業料低廉化に資することができた。
（課題）
- 今後の邦人の領事サービスに対するニーズの増加・多様化へ適切に対応すべく業務を合理化しながら取り組んでいく。
- なお、領事業務に対するニーズの高まりに迅速かつ的確に対応しつつ、人員体制も限られた中で現在の領事サービスの質の維持・向上を図っていくためには、領事業務初任者や他省庁・自治体等出身職員へのきめ細かな研修の継続、領事業務経験者等による領事業務初任者等に対する業務指導・支援体制の強化、専門性の高い領事担当者の育成強化が必要であり、右への取組を強化していく。

外務省 事例 2



政策への反映状況

政策評価にて「終わらない目標」と位置づけた領事サービスの改善・強化については、平成 23 年度以降も重点政策としていくこととし、平成 24 年度については領事業務に係る業務・システムの再構築に必要な経費予算等を増額要求している。

外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革

政策の概要

「外務省情報ネットワークの整備」においては各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運営経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

(小目標)

- 1 「外務省情報ネットワークの整備」
 - ・ 基幹通信網及び国際IP電話の整備拡充
 - ・ 在外公館の情報ネットワーク最適化
 - ・ 在外公館情報ネットワーク最適化のスリム化検討
- 2 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」
 - ・ システム維持経費の削減
- 3 「在外経理システムの整備」
 - ・ ITを活用した業務改革の推進
- 4 「業務系共通プラットフォームの構築」
 - ・ 本省内のサーバの集約化

評価結果の概要等

<事後評価/総合評価方式>

(評価結果) 「目標の達成に向けて進展があった。」

- 「外務省情報ネットワークの整備」においては、平成22年度までに整備対象232公館中の229公館に基幹通信網及び国際IP電話の整備、並びに、64公館の情報ネットワークの再整備を完了した。また、今後の在外公館情報ネットワークについてスリム化し更なる効率化を実現するための要件定義及び在外5公館における検証作業を実施した。これらにより平成22年度までの目標(小目標1)を達成した。
- 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータから脱却したことにより、システム維持経費の削減を行い平成22年度の目標(小目標2)を達成した。
- 「在外経理システムの整備」にあたっては、「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づくサーバの本省集約化等を実現するため、次期在外経理システムの設計・開発作業を進め、かつハードウェア・ソフトウェアを調達し、同システムの環境構築をした。これにより平成22年度の目標(小目標3)を概ね達成した。
- 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、平成22年度に6つの業務システムを統合し、サーバの集約化を行ったことにより平成22年度の目標(小目標4)を達成した。

外務省 事例 3

(課題)

- 「外務省情報ネットワークの整備」においては、平成 23 年度及び平成 24 年度の 2 か年で在外公館情報ネットワーク最適化を順次完了し、運用を開始する。
- 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、府省共通の「人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。
- 「在外経理システムの整備」においては、平成 23 年度末までに次期在外経理システム的设计・開発を完了させる。
- 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、平成 23 年度に予定する 2 つの業務システムの統合を行ってサーバの集約化を行う。また、平成 24 年度以降に、業務系共通プラットフォームの拡張を行うことにより更に本省内のサーバの集約化を検討する。



政策への反映状況

- 「外務省情報ネットワークの整備」においては、平成 23 年度及び平成 24 年度の 2 か年で在外公館情報ネットワーク最適化を順次完了し、運用を開始する。
- 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、府省共通の「人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。
- 「在外経理システムの整備」においては、平成 23 年度末までに次期在外経理システム的设计・開発を完了させる。
- 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、平成 23 年度に予定する 2 つの業務システムの統合を行ってサーバの集約化を行う。また、平成 24 年度以降に、業務系共通プラットフォームの拡張を行うことにより更に本省内のサーバの集約化を検討する。

重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

政策の概要

国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給している。

経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要がある。

評価結果の概要等

＜事後評価／実績評価方式＞

【評価結果の概要】

（総合的評価）

22年度補正予算では、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を実施するため、重点的な資金配分を行っている。23年度当初予算についても、歳出の大枠約71兆円の下で、「元気な日本復活特別枠」を活用して府省を超えた予算の組替え等を行うため、概算要求段階での歳出削減（約2.3兆円）を行うほか、行政刷新会議の事業仕分けの結果等を踏まえ、追加的な歳出の見直し（約1.0兆円）を行っている。

他方、厳しい財政事情の下、予算の効率化・質的改善に向けた取組を進めていく必要があることから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。

（必要性）

選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとするのが求められている。

（効率性）

行政刷新会議における特別会計・独立行政法人等の事業仕分けの結果等を反映したほか、決算及び決算検査報告等の反映、予算執行調査の反映及び政策評価の活用を適切に行うこと等により、効率的な事務運営に努めている。

（有効性）

「新成長戦略」及びマニフェスト工程表の主要事項等を実現する一方で、これらの施策の実施に当たっては、「元気な日本復活特別枠」の活用による府省を超えた予算の組替え等により、必要な財源を確保している。

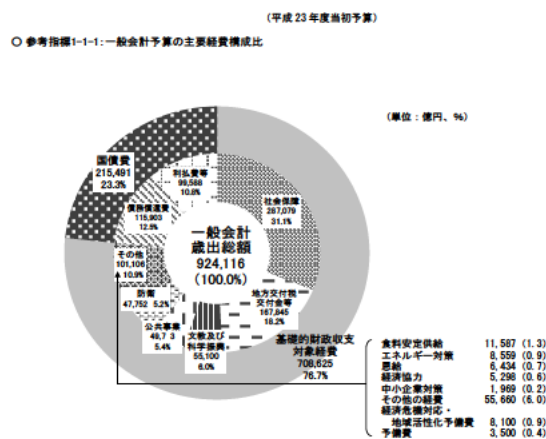
（反映の方向性）

一般会計及び特別会計について、歳出・歳入両面にわたって徹底的に見直すこととしている。また、予算執行調査の強化・拡充を図るとともに、その調査結果、政策評価、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算編成等への適切な活用・反映に努めることとしている。

【主な業績指標・参考指標】

業績指標	平成22年度	
	目標値	実績値
予算・決算ホームページへのアクセス件数	増加 (413,516件)	465,764件

(注) () は21年度の数値



(出所) 主計局調査課
(注) 数値はそれぞれ四捨五入によるもので、増減において合計とは合致しないものがある。

政策への反映状況

平成24年度予算編成に当たっては、我が国経済社会の真の再生に向けて、より効果の高い施策に予算を重点配分したほか、予算執行調査の反映や政策評価の活用等に取り組む等、徹底してムダを排除することなどにより、メリハリのある予算配分を行った。

さらに、平成22年6月に閣議決定された「財政運営戦略」に基づき策定された「中期財政フレーム」により、複数年度を視野に入れた予算編成を行い、財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組んだ。

なお、東日本大震災からの復旧復興に全力で対応するため、平成23年度においては、財源を確保しつつ、累次の補正予算を編成したほか、平成24年度予算においては、東日本大震災復興特別会計を設置し、必要な予算を計上した。

広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やインターネット、各種講演会等の、多様な媒体によって、積極的に行った。

財務省 事例 2

国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示

政策の概要

「新成長戦略」に盛り込まれた施策の実施に当たって、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図っていくこととし、平成 22 年 6 月に公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用について」及び同年 12 月に公表した「国有財産行政における P R E 戦略について」を踏まえ、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進や情報提供の内容の充実などに取り組んでいく。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

【評価結果の概要】

(総合的評価)

平成23年度以降の現地監査の強化や特別会計所属財産の重点的な監査の実施に先立ち、現地監査による試行監査を実施した。また、未利用国有地について、原則売却優先との管理处分方針を見直し、個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるような管理处分方式の多様化を図り、売却に加え、定期借地権を利用した新規の貸付などの手法も活用し、処理方針の策定を進めた。さらに、財務省ホームページや国有財産情報公開システムを改善し、情報内容の充実、利便性の向上を図った。

東日本大震災への対応については、震災直後から、被災した地方公共団体及び政府の緊急災害対策本部事務局等に対し、応急仮設住宅建設用地やがれき置き場等の緊急対応に利用可能な未利用国有地に関する情報を提供し、地方公共団体からの要請に応じて無償貸付を行うなどの対応を行った。

下記業績指標の目標を概ね達成したことに加え、①平成23年度以降の現地監査の強化や特別会計所属財産の重点的な監査の実施に先立ち、現地監査による試行監査を実施したこと、②未利用国有地について、「新成長戦略」等を踏まえ、原則売却優先との管理处分方針を見直し、個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるような管理处分方式の多様化を図り、売却に加え、定期借地権を利用した新規の貸付などの手法も活用し、処理方針の策定を進めたこと、③財務省ホームページや国有財産情報公開システムを改善し、情報の内容の充実、利便性の向上を図ったことなど、国有財産のより適正な管理及び有効活用等の実現のため、従来の施策を大幅に見直し、改善していること等を踏まえ、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。

(必要性)

「新成長戦略」に盛り込まれた施策の実施に当たって、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図っていくこととし、平成22年6月に公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用について」及び同年12月に公表した「国有財産行政における P R E 戦略について」を踏まえ、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進や情報提供の内容の充実などに取り組んでいく必要がある。

(効率性)

国有財産法第34条の規定に基づく報告書及び同法第37条の規定に基づく総計算書について、平成22年1月から運用を開始した国有財産総合情報管理システムを活用して作成している。

(有効性)

平成23年度以降の現地監査の強化や特別会計所属財産の重点的な監査の実施に先立ち、現地監査による試行監査を実施している。また、財務省ホームページや国有財産情報公開システムを改善し、情報内容の充実、利便性の向上を図っている。

(反映の方向性)

「新成長戦略」に盛り込まれた施策の実施に当たって、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図っていくこととし、平成22年6月に公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用について」及び同年12月に公表した「国有財産行政における P R E 戦略について」を踏まえ、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進や情報提供の内容の充実などに取り組んでいく。

【業績指標】

業績指標	平成22年度	
	目標値	実績値
監査結果	100.0%	100.0%
未利用国有地発生後、1年以内に財産の特性に応じた処理方針を策定した割合	100.0%	100.0%
旧里道・旧水路等の売却事務処理状況	向上 (92.5%)	86.8%
財務省所管普通財産の管理处分事務等の外部委託状況	100.0%	99.5%
国有財産に関する相談、照会の処理状況	99%以上	99.8%
新成長戦略における国有財産の情報提供の充実化情報	地方公共団体の保有する土地の売却情報へのリンク化	○
	財務省ホームページ上への国有財産に関するアイデア募集コンテンツ掲載・募集	○

(注) () は 21 年度の数値



政策への反映状況

「新成長戦略」に盛り込まれた施策の実施に当たって、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図っていくこととし、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」（平成 22 年 6 月公表）及び「国有財産行政における PRE 戦略について」（平成 22 年 12 月公表）を踏まえ、以下のとおり取り組んだ。

(1) 行政財産等の監査

「新成長戦略における国有財産の有効活用について」等を踏まえ、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めた。

具体的には、

イ 市街地に所在する公共用財産（道路・河川）及びそれらを管理する公用財産を対象に、公共用財産の目的に応じた機能の発揮、未利用国有地の洗い出し等の観点から一体的な監査を実施した。

ロ 各省各庁の長が所管し、管理处分している特別会計所属普通財産を対象に、特別会計改革における取組みとも連携を図りつつ、財産管理の適正化や売却の促進等を図る観点から、監査を実施した。

(2) 既存庁舎等の効率的な使用の推進

行政組織の見直し等によって生じる既存庁舎の過不足を解消するため、監査の結果などを有効に活用することにより、省庁横断的な入替調整を積極的に行い、既存庁舎等の効率的な使用を推進した。

(3) 未利用国有地等の有効活用の促進

未利用国有地については、売却に加え、定期借地権を利用した新規の貸付や交換など、個々の土地の特性に応じ、最適な活用手段を選択した。特に、介護・子育てなどすべての人々のための社会・生活基盤の構築のため、「新成長戦略」や「日本再生の基本戦略」に盛り込まれた施策である国有地の定期借地権制度等を活用した施設整備を推進することを通じ、地域における福祉サービス等の提供体制の強化を図り、地方公共団体との連携に努めた。

また、売却困難財産及び売れ残り財産については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、暫定的な活用を推進した。

(4) 東日本大震災への対応

震災における被災地の応急措置に対応するため、地方公共団体の要請に応じて未利用国有地を応急仮設住宅用地やがれき置き場として無償貸付により提供した。あわせて、被害を受けた中小企業を支援するため、その仮設店舗・事業所用地として、地方公共団体を通じた無償貸付を行うなど、未利用国有地の活用を推進した。

また、被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置や貸付料の減額措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応した。

(5) 国有財産に関する的確な現状把握と情報提供の充実

国有財産に関する情報内容の充実、利便性の向上を図るため、財務省ホームページや国有財産情報公開システムを改善し、行政財産の一件別情報への地図情報・面積規模別検索機能の追加及び監査結果情報に関する地図機能の追加、各省売却情報等へのリンク化、個別国有地のアイデア募集コンテンツの掲載・募集に係る手続きを行った。加えて、「国有財産レポート」を作成し、更なる国有財産に関する情報公開を推進した。

また、これまで5年毎とされてきた国有財産の台帳価格改定を平成23年度から毎年行い、国有財産の現況をより適切に把握することとした。

関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに
税関手続における利用者の利便性の向上

政策の概要

貿易円滑化を通じて我が国の成長に貢献することが要請されているとともに、不正薬物、銃器をはじめ、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されている。これらの要請に応えるために、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいく。

評価結果の概要等

＜事後評価／実績評価方式＞

【評価結果の概要】

(総合的評価)

政策目標である貿易円滑化、社会悪物品の密輸阻止、関税等の適正な賦課・徴収に向けて、様々な施策を実施している。また、社会悪物品等の水際取締りや輸入事後調査等において、顕著な実績を挙げており、目標の達成に向けて相当な進展があったと考えられる。しかし、実施計画に定めた業績指標のうち 13 個については達成あるいは達成に向けて前年度を上回ったものの、残りの業績指標 11 個については目標値に達しなかった。よって、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。

(必要性)

経済のグローバル化・ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要である。平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」では、成長著しいアジア諸国の需要を取り込み、我が国の成長につなげていくことが求められており、関税局・税関には貿易円滑化を通じてこれに貢献することが要請されている。

一方、緊迫の度合いを高める東アジア情勢や、世界的な物流の拡大・複雑化に伴う密輸手口の悪質化・巧妙化を背景に、不正薬物、銃器をはじめ、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されている。

これらの要請に応えるために、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいく必要がある。

(効率性)

貿易円滑化を推進するため、税関手続の利用者である、輸出入者・通関業者等を対象にヒアリングを実施し、これらの者から意見を聴取するように努めている。また、水際取締りについては関係機関との連携の一層の強化及び各種情報の分析・活用により、その効率的な実施に努めている。

(有効性)

貿易円滑化の推進について、AEO制度の利用拡大に向けた措置を実施するとともに、AEO制度利用によるメリット等の周知に努め、同制度の利用者数を増加させた。社会悪物品等の水際取締りについて、平成 22 年の航空機旅客による覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数及び押収量が過去最高となり、知的財産侵害物品の輸入差止件数が 4 年連続で 2 万件を超えるなど、顕著な実績を挙げている。また、適正な関税等の賦課・徴収の確保について、平成 21 事務年度の加算税の徴収件数や関税・消費税の追徴税額は過去最高となった。

(反映の方向性)

我が国の成長力の強化に資するため、AEO制度をはじめとする各種税関手続のより一層の改善を通じて、貿易円滑化を図る。また、各種検査機器や事前情報を有効に活用し、リスクに応じた効率的な取締りに努めるとともに、貿易円滑化と水際取締りの高いレベルでの両立を図る。更に輸入事後調査等をより一層活用し、適正な関税等の賦課・徴収に努める。

【主な業績指標】

業績指標	平成22年度	
	目標値	実績値
事前選定による検査指数	200	176
大型X線検査装置による検査指数	115	93
特例輸入申告制度の利用状況(特例輸入者数)	77者	79者
特定輸出申告制度の利用状況(特定輸出者数)	248者	239者
特定保税承認制度の利用状況(特定保税承認者数)	85者	87者
認定通関業者制度の利用状況(認定通関業者数)	29者	31者
特定保税運送制度の利用状況(特定保税運送者数)	5者	3者
輸出入通関制度の認知度	75.0%、70.0%	69.1%、65.8%
(事前教示制度、NACCSを利用した他法令手続、	80.0%、90.0%	67.4%、74.7%
納期限延長制度、特例輸入申告制度、	80.0%、90.0%	77.4%、79.8%
特定輸出申告制度、執務時間外における通関)		
密輸取締り活動に関する認知度	80.0%	78.1%



政策への反映状況

(1) 関税等の適正な賦課及び徴収

通関時において的確に審査・検査を実施できるよう、引き続き研修等を通じて通関部門職員の関係法令や貨物等に対する知識向上に努めた。また、輸入事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、引き続き調査水準の維持・向上に努めた。

(2) 社会悪物品等の密輸阻止

イ 取締体制の整備

水際における取締りに当たっては、貨物、旅客等に関する詳細な情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、より充実した貨物、旅客等のリスク評価を行った。また、テロ関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、輸出事後調査についても積極的に実施した。このほか、各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬、監視艇等の取締・検査機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めた。さらに、検査機器に関する職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行った。また、知的財産侵害物品の水際取締りについても、知的財産の保護のため、「知的財産推進計画」に基づく取組も含め、制度改正や体制強化を行うなどより一層強化した。

ロ 関係機関との連携と情報の収集等

警察、海上保安庁等や外国税関当局等の関係機関と、人事交流の拡大も含めた連携の一層の強化を図った。

関係機関との情報交換体制については、引き続きその更なる拡大・充実に努めるとともに、WCOや国際連合等の国際機関主催の会議や協力枠組みにも積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めた。また、外国税関との協力関係については、現在、21カ国・地域との間で税関相互支援協定等を結び、情報交換の促進に努めているが、国際的組織犯罪の台頭を踏まえて、仕出し地での情報を確保する観点から、締結国との積極的な情報交換を図った。

(3) 税関手続における利用者の利便性の向上

国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して税関手続を迅速化・簡素化するAEO制度を一層普及すべく、関税局・税関から企業の役員等に対して制度の説明・取得の奨励を実施するとともに、事業者の意見を聴取した。

また、貿易円滑化の推進と国際物流におけるセキュリティ確保の両立の観点から、関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会の下に貿易円滑化ワーキンググループを設置し、「通関関連手続の電子化の現状と将来におけるペーパーレス化の展望」、「国際物流における我が国のAEO制度のあり方」及び「積荷情報の入手に係る早期化、詳細化、電子化」について議論を行った。

これらの事業者との意見交換や議論を通じて、事業者の意見を踏まえた制度の改善策について検討し、AEO輸入者が行う特例申告における担保提供要件の緩和等の制度改正を行い、利用者の一層の利便性向上に努め、制度利用の拡大を図った。更に、AEO担当官会議、専門研修を開催し、AEO関連業務に係る運用の標準化・統一化・透明化を図りつつ、担当者間での一層の経験の共有を図り、制度の適正な運用にも努めた。

安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

※ 標記政策のうち、具体的事例として、「公立学校施設の耐震化」に関する評価事例を掲載。

政策の概要

子ども達が安心して学習できるよう、公立学校施設の耐震化を推進する。

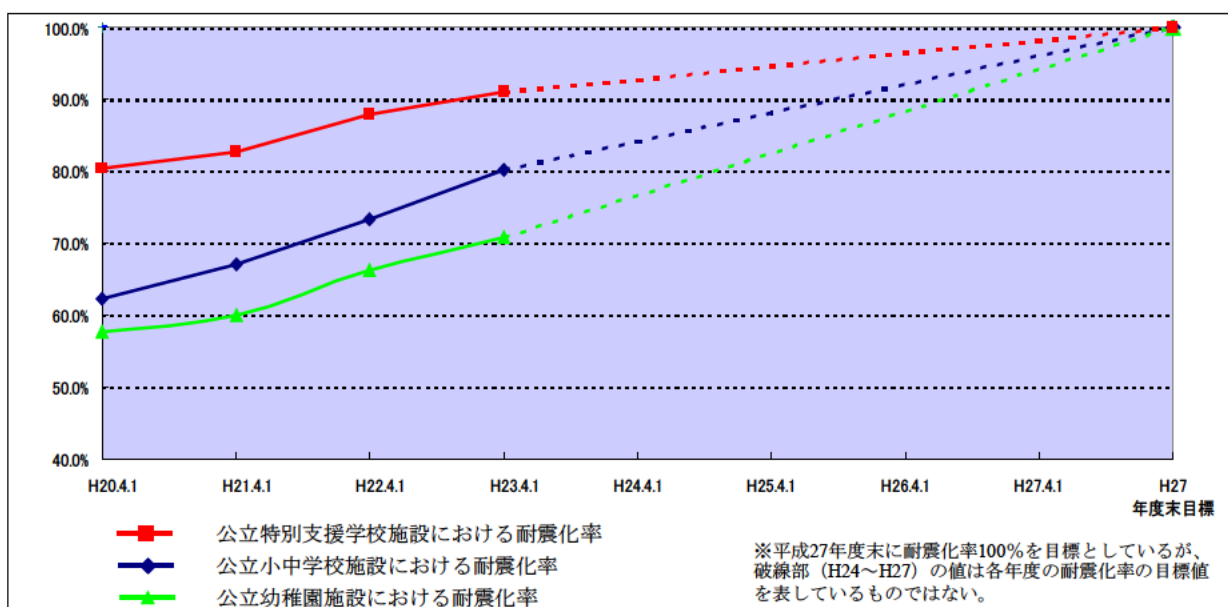
評価結果の概要等

<事後評価 / 実績評価方式>

〔評価結果〕

公立学校施設の耐震化の進捗率については順調に推移している。

学校施設の安全性を確保するためには、耐震化が必要不可欠であり、出来る限り早期に耐震化を図る必要がある。また、学校施設の耐震化事業は地方公共団体がっており、国が果たすべき責務である教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、その経費の一部を国が補助し、財政負担を軽減することが有効である。



〔測定指標〕

- ・公立小中学校施設における耐震化率
- ・公立幼稚園施設における耐震化率
- ・公立特別支援学校施設における耐震化率

〔今後の課題〕

未だに耐震性が確保されていない公立学校施設が存在している中で、東日本大震災では、耐震化されている学校施設が子ども達の命を守っただけではなく、多くの施設が避難所として機能しており、その安全性の確保は極めて重要であることが再認識された。計画していた耐震化事業を前倒しする地方公共団体が出てくるなど、被災地にとどまらず全国的に学校施設の防災対策への需要が高まっている。地震防災対策特別措置法による耐震化事業の国庫補助嵩上げ措置の期限である平成27年度までのできるだけ早いうちに全国の公立学校施設における耐震化事業を完了させる。

注) 私立学校の耐震化については、「私学の振興」において評価。

政策への反映状況

地方公共団体からの学校施設の防災対策への需要に応え、一刻も早く耐震化事業を完了させるよう予算要求を行い、24年度予算案においては耐震化事業に係る経費を含め1,296億円※を計上している。

※内閣府計上の沖縄分含む

子どもの体力の向上

政策の概要

子どもの体力の向上を目的として国、地方公共団体、学校等により実施される取組により、子どもたちの体力低下に歯止めをかけ、上昇傾向に転じさせる。

評価結果の概要等

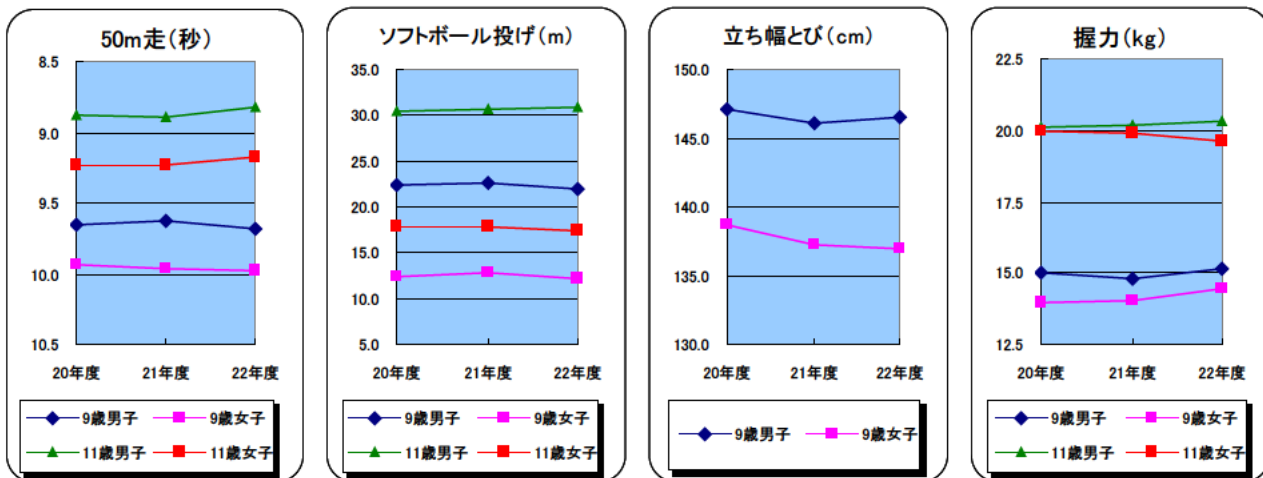
<事後評価 / 実績評価方式>

〔評価結果〕

子どもの体力は、昭和 60 年頃から長期的に低下傾向にある。体力の低下は、運動面・精神面など、子どもが「生きる力」を身につけ、豊かな創造性・人間性を育てていく上で、悪影響を及ぼす。また、子どもの体力が低下することは、将来的には国民全体の体力の低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下など健康に不安を抱える人々が増え、ひいては社会全体の活力が失われるなど社会全体にとっても重要な問題である。22 年度においては、一部事業の参加者アンケートにおいて一定の効果が見られた。また、「平成 21 年度体力・運動能力調査報告書」（平成 22 年 10 月）における走・跳・投にかかる各種目において横ばい又は向上傾向が見られたが、一部の種目においては十分な進捗が得られていない指標が見られた。

〔測定指標〕

「平成 21 年度体力・運動能力調査報告書」等より、9 歳と 11 歳男女の 50m 走、ソフトボール投げ、立ち幅とび、握力の平均値



※参考：各項目の昭和 60 年度の数値)

- 9 歳男子：9.40 秒
- 9 歳男子：25.13 m
- 9 歳男子：158.53 cm
- 11 歳男子：21.08 kg
- 9 歳女子：9.74 秒
- 9 歳女子：14.22 m
- 9 歳女子：147.30 cm
- 11 歳女子：20.49 kg
- 11 歳男子：8.75 秒
- 11 歳男子：33.98 m
- ※握力は 11 歳男女のみ
- 11 歳女子：9.00 秒
- 11 歳女子：20.52 m

〔今後の課題〕

一部の種目においては十分な進捗が得られていない指標が見られたほか、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成 22 年 12 月）により、運動をほとんどしない層の存在や生活習慣・授業の工夫と体力水準の関連等の実態が新たに判明しつつあることから、調査結果の分析・評価等により、効果的な施策をさらに立案・推進していくことが課題である。

政策への反映状況

これまでの調査結果を踏まえ、子どもの全国的な体力の状況等の更なる調査・分析を行う。また、調査・分析の結果を反映した、実践的かつ地域の特性を活かした運動習慣や生活習慣等の改善を図るモデル事業（子どもの体力向上支援事業（平成 24 年度予算案 98 百万円））を引き続き実施する。

SACLA重点戦略課題の推進

政策の概要

第三期科学技術基本計画の国家基幹技術として開発・整備されたX線自由電子レーザー施設「SACLA」は、物質の原子レベルでの構造や超高速動態・変化を解析できる世界最先端の研究施設である（平成24年3月から共用開始）。

本事業では、SACLAについて、その性能を最大限発揮できる利用技術・装置を確立し、世界に先駆けて先導的な成果を創出するために、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進や国際頭脳循環の拠点形成に向けX線自由電子レーザー利用推進戦略会議が設定した「重点戦略課題」について、研究機関や大学等が一体となったチームを編成し、重点的かつ強力に利用研究を開拓・推進する。

評価結果の概要等

<事前評価 / 事業評価方式>

SACLAの解析手法の確立及び解析装置の開発は、先導的かつ効果的な利用成果の創出を促進するものであり、イノベーションの推進・我が国の国際競争力の強化に大きく貢献する。また、極めて革新的な光源であるため、その利用技術を発展させることが必要であり、先行する米国では、大規模なチームを構築し、平成21年より強力に推進しているところ。

本事業は、平成22年度実績評価（施策目標9-3「科学技術振興のための基盤の強化」）における課題「利用しやすい体制の整備・充実等により、更に多くの研究者・技術者による先端的な研究施設・設備・機器、知的基盤等の活用を促進していくこと」を受けて行うものである。

事業の実施に当たっては、多くの研究機関や大学等の英知を結集させ、集中的かつ重点的に研究開発を推進することが重要であり、国がその実現に向け支援を行う必要がある。

【成果目標及び成果指標（アウトカム）】

- 成果目標：
 - 5年以内に生体分子の原子レベルでの新構造評価法の確立とピコ・フェムト秒での可視化を実現させ、SACLAの利用研究を推進する。
- 成果指標：
 - ・SACLAにおける課題応募数（共用開始5年後に、課題応募数が共用開始1年目の3倍以上に増加）
 - ・SACLAを活用した研究成果の査読付論文数（共用開始後5年後に、査読付論文数が共用開始1年目の4倍以上に増加）

【活動目標及び活動指標（アウトプット）】

- 活動目標：
 - 研究機関や大学等が一体となったチームを編成し、重点的かつ強力に利用研究を開拓・推進する。
- 活動指標：
 - ・本事業における参加研究者数（事業開始5年間の累積で、参加研究者数が200人以上）
 - ・本事業における論文等発表数（共用開始5年間の累積で、論文等発表数が100件以上）

政策への反映状況

本事業に必要な経費を要求し、平成24年度予算案において1,000百万円計上している。平成24年度から、SACLAの解析手法の確立及び解析装置の開発による先導的成果の早期創出に向けた取組を実施する予定。

厚生労働省 事例 1

労働条件の確保・改善を図る

政策の概要

- 次の施策小目標を達成することを柱に実施
 (施策小目標 1) 労働条件の確保・改善を図ること
 (施策小目標 2) 労働契約に係るルールの周知を図ること
 (施策小目標 3) 最低賃金制度の周知を図ること

評価結果の概要等

<事後評価/実績評価方式>

(評価対象政策の実績)

- 賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額（1事案が100万円以上のもの）

基準値	実績値					目標値
—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
—	227億円	272億円	196億円	116億円	集計中	

- 労働契約解説セミナー参加者のうち、労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合

基準値	実績値					目標値
—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
—	—	—	—	—	95.0%	95.0%

- 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合

基準値	実績値					目標値
—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
—	82.1%	92.2%	83.0%	92.7%	93.2%	80.0%

(評価結果)

- 依然として厳しい経済・雇用情勢の下、全国の労働基準監督署には、賃金の不払、解雇・雇止め、労働条件の引下げ等に関する申告・相談が数多く寄せられている。このため、すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるよう、事業主等の法令遵守意識をより一層高めていくことが必要。
- 監督署による監督指導について、計画的・機動的な実施により労働条件の確保・改善の達成に向けて着実に取り組んでいる。さらに、本年度新たに導入した監督指導手法や、今後導入する予定であるメール等を活用した監督対象事業場の新たな把握手法により、いっそう効果的かつ効率的な運営を行っている。
- これまで労働契約法に関するセミナー事業を実施することで、労働者等に対する労働関係法令の教育、情報提供等に一定の効果을あげてきた。しかし、依然として個別労働紛争の件数は高止まりしているため、今後も、これから労働者になろうとする者も含め、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施することが必要。
このため、有効かつ効率的な方法であるセミナー方式を継続するとともに、セミナー内容の見直し、セミナー受講者数の増加など質・量の双方において改善を図っていくことが必要。
- 最低賃金制度は、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとしての重要な役割を果たしているため、引き続きその効果的・効率的な周知を図ることが必要。

政策への反映状況

評価結果を踏まえ、引き続き、労働契約に係るルールや最低賃金制度の周知を図っていく。

厚生労働省 事例 2

児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する

政策の概要

次の施策小目標を達成することを柱に実施

(施策小目標 1) 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること

(施策小目標 2) 虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること

(施策小目標 3) 配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

(評価対象政策の実績)

- 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合

基準値	実績値					目標値
—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
—	—	—	—	58.3%	61.6%	80.0%

- 小規模グループケアの実施

基準値	実績値					目標値
—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
—	322	357	446	458	528	800

- 地域小規模児童養護の実施

基準値	実績値					目標値
—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
—	118	146	171	190	214	300

- 里親等委託の実施（委託率）

基準値	実績値					目標値
—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
—	9.4%	9.9%	10.4%	10.8%	12.0%	16.0%

※平成 22 年度実績については、評価実施当時（平成 23 年 9 月現在）に集計中であったが、その後実績が出たため、追記を行っている。

- 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数

基準値	実績値					目標値
—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
—	22,315	23,758	24,879	27,183	28,272	前年度以上

※平成 22 年度実績については、評価実施当時（平成 23 年 9 月現在）に集計中であったが、その後実績が出たため、追記を行っている。

(評価結果)

- ・ 虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関等が情報共有を図り、適切な連携の下で対応していくことが重要である。このため、国として、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として子どもを守る地域ネットワークの設置を推進してきたところであり、ほとんどの市町村で設置が進んでいるが、専門職員の確保、質の向上などネットワーク設置後の機能強化を図ることが重要であり、引き続きネットワーク機能強化のための施策を推進していく必要がある。
- ・ 社会的養護を必要としている子どもの数は増加しており、これらの子どもが健やかに育ち、一般家庭の子どもと平等のスタートラインに立てるよう、保護・支援の体制をさらに充実させていく必要があり、施設の小規模化、里親推進等による家庭的養護の推進等に取り組む必要がある。
- ・ 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数は増加しており、婦人相談所等の機能を強化し、被害者に対する支援を充実させていく必要がある。

政策への反映状況

評価結果を踏まえ、平成 24 年度予算（案）において以下のような施策の拡充を行った。

- ・ 人員配置の引上げ

例：児童養護施設（小学生以上）児童指導員及び保育士 6 : 1 → 5.5 : 1

母子生活支援施設（10 世帯以上 20 世帯未満）母子支援員 1 人 → 2 人

- ・ 小規模グループケアの整備 22 年度実績 528 か所 → 24 年度予算（案） 743 か所
- ・ 地域小規模児童養護施設の整備 22 年度実績 214 か所 → 24 年度予算（案） 240 か所
- ・ 児童養護施設と乳児院に里親支援専門相談員を新たに配置

引き続き、児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実、配偶者による暴力被害者等への支援の充実を図っていく。

厚生労働省 事例3

難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する

政策の概要

次の施策小目標を達成することを柱に実施

- (施策小目標1) 難病対策を推進すること
- (施策小目標2) ハンセン病対策を推進すること
- (施策小目標3) エイズ対策を推進すること

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

(評価対象政策の実績)

○特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数(前年度以上/毎年度)

基準値	実績値					目標値
—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	585,824	615,568	647,604	679,335	集計中	

○ハンセン病資料館の入館者数(前年度以上/毎年度)

基準値	実績値					目標値
—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	21,120	23,044	21,881	22,515	

○保健所等におけるH I V抗体検査件数(前年以上/毎年)

基準値	実績値					目標値
—	18年	19年	20年	21年	22年	23年
	116,550	153,816	177,156	150,252	130,930	

(評価結果)

- ・ 難病対策については、対象疾患の拡大要望や都道府県の超過負担などの課題があり、今後の難病患者に対する医療費支援の在り方について、現在、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び厚生労働省に設置された「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」において制度横断的に検討を行っているところであり、その結果も踏まえつつ、引き続き本事業を実施していく。
- ・ ハンセン病対策については、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復のため、引き続き本事業を実施していく。
- ・ エイズ対策については、エイズ予防指針の見直しに向けた検討を行っているところであり、その結果を踏まえ、H I V検査・相談体制の在り方について必要に応じて見直しを行い、引き続き本事業を実施していく。

政策への反映状況

評価結果を踏まえ、平成24年度予算(案)において以下のような施策の拡充を行った。

- ・ 特定疾患治療研究事業の予算額の増 平成23年度 280億円 → 平成24年度(案) 350億円
 - ・ ハンセン病資料館を中核とした、普及啓発及び名誉回復のための各種取組の充実
 - ・ 時間帯や場所等の利便性に配慮したエイズの検査・相談体制の充実
- 引き続き、難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策の充実を図っていく。

政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

政策の概要

農政を支える情報インフラ等として、戸別所得補償制度をはじめとした政策ニーズ等を踏まえた的確な農林水産統計の作成と利用の推進を図る。

(評価対象政策の目的・目標)

農林水産統計(統計部が作成する統計)は、統計法に基づく公的統計であり、農林水産政策の推進を支える情報インフラとして、各種施策における国の財政支出の算定基礎、食料・農業・農村基本法等に基づく基本計画の策定、これに定める生産数量目標を始めとする政策目標の策定・検証等に不可欠なデータを的確かつ効率的に作成・提供し利用されること。

また、政策的な利用にとどまることなく、「公共財」として広く国民への利用の推進を図ること。

評価結果の概要等

<事後評価/総合評価方式>

(必要性)

農林水産統計については、政策担当部局との定期的な連絡会議や個別具体的な打合せなど緊密な連携を図る中で政策ニーズを把握し、農林水産政策の遂行に必要なデータを作成するように設計されていることから、その必要性が確認された。

(効率性)

実施する統計調査は、農林水産統計調査の「実施基準」等に基づき、国の財政支出に直結するもの、基本計画における政策目標の策定・検証に利用されるもの等、国の統計組織により実施されることが必要な統計調査に限定しているとともに、その調査方法も、職員調査は調査に専門的知識が必要で、重要施策における財政支出の算定根拠に不可欠な統計調査に限定するとともに、その他の統計調査については、調査員調査化、郵送・オンライン調査化、市場化テストの導入などのアウトソーシングが行われている。

(有効性)

農林水産統計の作成・公表については、作期等に応じて適時に行われ、全ての農林水産統計が農林水産施策の推進に利用されている。

また、総務省ホームページにおける「e-Stat」の統計表へのアクセス件数では、上位10件中3件が農林水産統計となっている。

2位	9位	10位
作物統計	農業経営統計調査	農林業センサス

・平成22年度農林水産省ホームページの統計情報へのアクセス件数月平均7万6千件。



政策への反映状況

農林水産統計は、政策ニーズに沿って的確かつ効率的に作成・提供されているとともに、広く国民に利用されていることが認められたところであるが、今後、評価内容を踏まえ、①各種統計調査結果の加工・分析や提供方法の工夫、②効率性を確保しつつ、市町村別統計の拡充の検討、調査員講習会の充実、調査票の簡素化や記入例の充実、③利用者からのニーズを踏まえた農林水産統計の整備(ニーズ適合性)、正確性、適時性などの品質の確保、に取り組んでいく予定。

なお、平成24年度については、これら評価内容も踏まえ、以下の業務等に必要な経費について、平成24年度概算要求(3,543,010千円)を行った。

- ① 被災地域の復興状況を的確に把握するため、被災地域における市町村別統計の作成。
- ② 作物統計調査の効率化を推進するため、衛星画像によるメッシュ標本調査手法の導入。
- ③ 政策ニーズを踏まえ、漁業・漁村の6次産業化調査の新たな実施。

農林水産省 事例 2

民有林直轄治山事業

※ 標記政策のうち、具体的事例として、「奈半利川地区」に関する評価事例を記載。

政策の概要

高知県安芸郡北川村において、平成 23 年 7 月の台風 6 号の豪雨により大規模な山腹崩壊、土石流が発生し、各所で被災。崩壊斜面や溪流に堆積している不安定土砂は、今後の降雨によって崩壊地の拡大、土石流の再発により、下流の人家等に被害を及ぼす恐れがある。本事業は、大規模な山腹崩壊地の復旧、多量の不安定土砂が堆積する荒廃溪流の整備を行い、地域の安全を早期に確保することを目的として行うものである。

主な保全対象 家屋 63 戸、国道 4.8km、村道 4.1km、林道 3.5km、農地 30ha
主な事業内容 治山ダム工 54 基、流路工 166m、山腹工 6ha

評価結果の概要等

<事前評価／事業評価方式>

○費用対効果分析

本事業に要する費用は、整備に要する経費である。

本事業による便益として、水源涵養便益、山地保全便益、環境保全便益を計測する。

便益及び費用について、社会的割引率を用い、基準年度へ現在価値化を行った上で、費用対効果を分析した。

総便益 (B) (億円)	費用 (C) (億円)	B / C
120.7	43.9	2.74

○評価結果

(必要性) : 当該災害の発生源である崩壊地は非常に不安定な状態であるため、早急な対策を実施しなければ、大規模な崩壊が発生し集落・公共施設等に甚大な被害が生じることが懸念されることから事業実施の必要性が認められる。

(有効性) : 本事業の実施により、崩壊地の復旧及び溪流部の安定化が図られ、流域保全上重要な河川及び集落・国道等が保全されることから、その有効性が認められる。

(効率性) : 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法の組合せを検討するとともに、事業実施に当たっても、コスト縮減を考慮した手法により実施することとしており、効率性が認められる。



政策への反映状況

平成 24 年度事業着手地区として採択することとした。

ウナギの種苗生産技術の開発

政策の概要

国民へのウナギの安定供給と養殖技術の振興に貢献するため、①天然ウナギ親魚の生育環境・餌料を解明し、人工生産親魚からの良質卵安定供給システムの開発、②ウナギ仔魚飼育に適した新規飼餌料の開発や飼育環境等の解明を通して、量産化に適した飼育システムを開発する。

事業実施主体：民間団体等

研究期間：平成 17 年度～平成 23 年度

評価結果の概要等

<事後評価／事業評価方式>

○研究成果の意義

世界で初めてウナギの完全養殖に成功しただけでなく、マリアナ海域における天然ウナギの生態調査では、ウナギ仔魚の大量採集に加え、平成 20 年には成熟した親ウナギが、平成 21 年には卵が採集され、世界初の快挙となった。これらの成果を通してウナギの安定的・効率的な種苗生産への道が開かれたのみでなく、天然資源の保護にもつながる重要な知見が得られたと考えられ、研究成果の意義は非常に高い。

○研究目標の達成度及び今後の達成可能性

人工のウナギ親魚からの採卵・ふ化に成功し、基盤技術としての完全養殖に成功。また、目標としたウナギ仔魚のふ化から 100 日目までの生残率は目標数値（平成 19 年度比 10 倍）を大きく上回ることに成功したため、研究目標の達成度は非常に高い。

○研究が社会・経済等に及ぼす効果と研究成果の普及・実用化の道筋の明確性

完全養殖技術が開発されたものの、種苗の量産化、低コスト化等の課題が残っており、これらについて、引き続き研究を実施する必要がある。

○研究推進方法の妥当性

企画競争を経て、多くの知見と経験を有する研究実施機関を決定し、研究開始後においても、外部有識者等を含む運営委員会を開催して、研究課題の整理・統合及び重点化を実施する等の適切な進行管理を実施した。

これらのことから、世界初のウナギの完全養殖の方法を開発する等、学術的・社会的に意義のある研究成果を産出し、予想以上の成果をあげたことを高く評価された。

今後は、研究成果の実用化に向け、種苗の量産化や低コスト化のための研究を早急に実施し、漁業関係者及び国民のニーズに応えるべきであるとの指摘があった。



政策への反映状況

- 評価結果を踏まえ、最終年度（平成 23 年度）においても、研究を継続して実施するとともに、国民への情報発信を積極的に実施した。
- また、研究成果の実用化に向け、平成 24 年度から委託プロジェクト研究「天然資源に依存しない持続的な養殖生産技術の開発」において、種苗の量産化や低コスト化のための研究を実施することとした。

経済成長

※ 標記政策のうち、具体的事例として、「新事業活動促進支援事業」に関する評価事例を掲載。

政策の概要

農工商等連携促進法等に基づき認定された、先進的かつモデル性の高い事業計画に基づき行う新商品・新サービス・新技術の開発・販路開拓等の取組を支援することで、中小企業の新事業活動を促進させる。

評価結果の概要等

<事後評価／事業評価方式>

【必要性】

経営基盤が脆弱な中小企業者が新商品・新サービスの開発等を効率的に行うためには、コスト、リスクが高い初期段階の試作、実験等に係る負担を軽減することが必要。このため法律に基づく認定事業者に対して新商品企画・試作等に係る費用の一部を補助することにより、早期の事業化を後押しすることで、中小企業者の積極的な新事業へのチャレンジを促進することが必要。

【有効性】

中小企業が新たなニーズに対し、高付加価値の新商品・新サービスを提供していくためには、他分野の事業者との連携や地域資源、経営資源を組み合わせることが有効。

【効率性】

効率的な執行を確保するため、先進的取組やモデル性の高い計画に基づき行う事業への支援を実施。

【評価】

「政策目標を達成するために有効な事業であるが、事業規模を縮小して、資源の集中投下を図る」との評価を実施。



政策への反映状況

政策評価結果を踏まえ、より効果の高い案件へ予算の集中投下を図ることで予算規模の縮減を図り、政策に反映。

対外経済政策

※ 標記政策のうち、具体的事例として、「研究協力事業費補助金」に関する評価事例を掲載。

政策の概要

技術者・研究者を開発途上国に派遣し、相手国研究機関等と必要な機材・設備を活用しながら共同研究を実施するとともに、相手国技術者・研究者の我が国への受入も実施する。開発途上国だけでは解決が困難な途上国固有の技術開発課題を、我が国民間企業等が現地企業等と共同で解決することを通じて、開発途上国の自立的発展に不可欠な研究開発能力を向上させるとともに、我が国民間企業の海外市場の獲得を支援する。

評価結果の概要等

<事後評価／事業評価方式>

【必要性】

開発途上国においては、環境分野や貧困層の社会課題等の解決に資する技術開発課題を自ら解決し、自立的に発展するための研究開発能力はいまだ低水準であり、当該研究開発分野に豊富な経験を有する我が国に対する支援要望は高い。一方、我が国民間企業においては、国内市場の成熟等を受け、海外に進出する必要性は増大している。このため、我が国民間企業との協力により、開発途上国との研究協力を行い、相手国の研究開発能力の向上と我が国企業の海外市場の獲得に向けた取組を支援することが必要。

【有効性】

平成 22 年 1 月に研究協力事業を実施した事業者に対しアンケート調査を実施したところ、当該事業によって 80%以上の事業で開発途上国の研究開発能力の向上が認められており、本事業の目的に対して一定の効果が得られている。

【評価】

「現状分析（現在の社会状況や施策ニーズ）を踏まえ再度事業を徹底的に見直し、真に必要な事業のみ実施すること」と評価。



政策への反映状況

現状分析を徹底的に行い、二国間政策対話において合意された案件として相手国政府からの強い要望があり、相手国によるフォローアップが期待できる事業、及び事業終了後の成果の実用化に向けた道筋の明確な案件として採択された23年度からの継続事業のみを、真に必要な予算として計上することとした。

資源エネルギー・環境政策

※ 標記政策のうち、具体的事例として、「新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金」に関する評価事例を掲載。

政策の概要

- 太陽光や風力をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギーの安定供給確保、地球温暖化対策や環境関連産業育成等の観点から重要な政策課題である。その再生可能エネルギーを、『2020年までに一次エネルギー供給ベースで10%とする』との目標達成に向けて、その導入を加速化するために、地方自治体や民間事業者などが再生可能エネルギー利用設備を導入する際に、その費用の一部を補助するものである。
- ・ 地域新エネルギー等導入促進対策事業
地方自治体等による太陽光発電その他の新エネルギー等利用設備の導入に対し、事業費の一部（1/2以内）を補助する。また、地方自治体と民間事業者が連携して行う新エネルギー等利用設備の導入に対しても補助を行う。
- ・ 新エネルギー等事業者支援対策事業
民間事業者による新エネルギー等利用設備の導入事業に対し、事業費の一部（1/3以内）を補助する。
- 本事業の平成22年度における実績
 - ・ 新エネルギー発電設備導入量 288,784kW（本補助金により平成22年度に稼働したもの。）
 - ・ 採択件数 919件（平成22年度採択件数実績）

評価結果の概要等

<事後評価／事業評価方式>

【必要性】

経済性の面から普及が十分でない新エネルギーは民間事業者や地方自治体等のみの自主的取組による導入には限界があるため、新エネルギーの産業としての自立化を目指しつつ導入拡大を図るべく、波及効果の期待できる案件を中心に導入の支援を行うことや、先進的事例について共有化を図って新規参入者の導入を促すことにより、効果的に導入を促進することが必要である。

【有効性】

他のエネルギーと比較して高コストな新エネルギーは、経済性における制約から市場メカニズムに委ねては普及が進まないため、本事業によりその経済性を補填し、普及促進を図ることが、政府が掲げる温室効果ガス削減目標の達成につながる。また、波及効果の期待できる案件を中心に支援を行うことから高い費用対効果が期待できる。

【効率性】

本事業で導入の対象となる新エネルギー等の範囲及び助成内容等について、各設備の経済性・普及状況等の検証、規模要件の見直しを実施し、効率性が確保されている。

【評価】

「固定価格買取制度の導入も踏まえて、真に必要な予算を計上すること」と評価。

政策への反映状況

本補助金は、平成24年7月1日から施行する「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の導入を踏まえ、22年度をもって新規の採択を停止しており、24年度の要求額についても大幅に縮減している。（既存年度の後年度負担分についてのみ、24年度まで継続）。

不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する

政策の概要

不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化を図るため、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく。

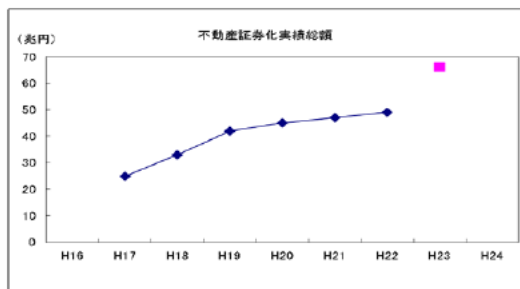
評価結果の概要等

<事後評価/実績評価方式>

○標記政策の具体的事例として、業績指標「不動産証券化実績総額」について記載。

(業績指標及び実績)

業績指標	初期値	実績値	目標値
	18年度	22年度	23年度
不動産証券化実績総額	33兆円	49兆円	66兆円



(目標設定の考え方・根拠)

不動産の証券化は、約 1,400 兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に呼び込み、不動産取引の活性化や優良な都市ストックの形成を可能にするもの。主な不動産の証券化手法である J リートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計は、J リート等が取得した不動産の取得額の累計であるため、J リート等の不動産取得の状況は、不動産投資市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大並びに活性化の状況を示すものであることから、業績指標として採用。

(事業の概要)

- J リート及び特定目的会社等に係る登録免許税及び不動産取得税の特例措置の延長
- 国土交通省、金融庁、不動産証券化事業者等からなる「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」にて、不動産の再生に向けた我が国不動産投資市場のあり方について議論を行い、不動産特定共同事業法の改正の必要性等、その成果が取りまとめられた。
- 我が国の不動産投資市場が世界金融危機以降の状況を脱却し、「不動産と金融」を適正に結びつける機能を構築できるよう、平成 22 年 11 月「不動産投資市場戦略会議」が設置され、不動産投資市場の様々な課題について議論が行われ、同年 12 月に提言が取りまとめられた。

(評価結果)

- 指標の動向：リーマンショックに起因する世界的な金融市場の混乱・信用収縮の影響を受けたものの平成 21 年度下期より J リートによる公募増資・投資法人債の発行も再開され物件取得も積極的に行われるようになった。平成 23 年度までに目標値の達成は難しい状況であるが、J リートを中心に資金調達環境が改善していることから、今後も継続して物件取得が進んでいくと考えられる。
- 事業の実施状況：① J リート等にかかる不動産流通税の特例の適用申請について、審査等の適正な運用を実施（※登録免許税及び不動産取得税の軽減措置は、その適用の有無を比較した場合、当該軽減措置を実施する証券化実績の伸び率が大きく、その寄与度は大きいことから、減収額を是認するような有効性が認められる。）、②不動産特定共同事業法、宅地建物取引法（取引一任代理等）等、法律の適正な運用を実施
- 課題の特定と今後の取り組みの方向性：不動産投資市場が長期安定的に発展していくためには、不動産投資環境の整備が必要であり、「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」「不動産投資市場戦略会議」の提言等を踏まえ、引き続き不動産投資市場の課題について検討を行っていく。

政策への反映状況

- 建築物の耐震化など都市機能の向上に民間資金の導入を促進するため、倒産隔離型の不動産特定共同事業を可能とするべく、一定の要件を満たす特別目的会社が不動産特定共同事業を実施できることとする等の所要の措置を講ずるため、第 180 回通常国会に「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案」を提出し、平成 24 年 2 月 28 日に閣議決定されたところ。
- J リートの資金調達手法の多様化・内部留保の実現に向けた検討を行う（※投信法の改正が必要。平成 24 年 1 月 27 日付で金融審議会に対して投信法の見直しを検討が諮問されている。）。
- J リートの投資口国内 50%超募集要件の見直しを実施。
- J リート及び特定目的会社等に係る不動産取得税の特例措置の延長を実施。
- 東京証券取引所による住宅価格指数の試験配信を開始（2ヶ月前時点の数値を公表）。

市町村の防災判断を支援する気象警報の充実

政策の概要

大雨警報など気象警報は、大雨等によって重大な災害が起こるおそれのあるときに発表して警戒を呼びかけるものである。平成22年5月から、市町村の防災担当者や住民が警戒の対象となっていることを明確に認識することができるようにするため、市町村名を明示した気象警報を発表するなど、市町村等の防災活動等をより一層支援するための防災気象情報の充実を図る。

評価結果の概要等

<事後評価/総合評価方式>

①情報の分かり易さや内容の高度化

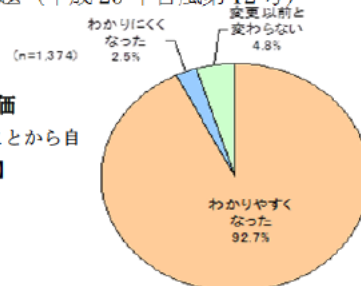
- ・自治体等防災機関からは分かりやすくなった、防災対応をとりやすくなったとの評価（市町村の9割）
- ・大雨警報に警戒が必要な災害を示すことで、警戒すべき災害の種類がわかるのでよいとの評価（8割）
- ・気象警報は、避難勧告発令の判断に参考となっているとの評価（「参考にした」市町村が9割）
- ・情報にもとづく防災対応の地域防災計画への記載が不十分（「定めていない」市町村が4割）、また、情報が想定する防災対応と地域防災計画への記載が必ずしも一致しない市町村がある
- ・合併により広域化した市域に対して避難勧告等の地域をしばるための情報についての要望
- ・記録的な大雨となる段階で状況の切迫性が十分に伝わっていないこと等に課題（平成23年台風第12号）

②自治体への伝達手段の拡充

- ・すべての自治体に確実に伝達されている
- ・都道府県の防災情報システム（市町村の9割が利用）や、気象庁の防災情報提供システム（同9割）により詳細な内容を取得
- ・5kmメッシュごとの土砂災害の危険度など詳細な情報はさらに活用促進が必要
- ・携帯電話など多様なメディアによる情報提供への要望/高齢者など弱者への配慮への要望

気象警報・注意報の変更の評価

【市町村名を用いて発表されることから市町村に発表されたかどうか】



気象警報・注意報が発表されたことを知るための手段

■ 主要な手段 □ 補助的な手段 ■ 使っていない

手段	主要な手段 (%)	補助的な手段 (%)	使っていない (%)
都道府県からのFAX	70.6	21.6	7.8
都道府県からのメール	44.4	28.2	27.4
都道府県の防災情報システム(FAX、メール以外)	58.9	26.6	14.6
NTTからのFAX(警報のみ)	29.5	56.3	14.2
気象庁の防災情報提供システム	46.0	41.3	12.7
民間気象会社等による情報提供サービス(FAX)	9.0	68.9	2.2
民間気象会社等による情報提供サービス(メール)	14.3	73.8	11.9
民間気象会社等による情報提供サービス(FAX、メール以外)	7.1	75.7	17.2
気象庁・気象庁のホームページ	51.2	45.0	3.9
国土交通省防災情報提供センター携帯電話サイト	5.3	68.5	25.4
テレビ	32.9	60.8	6.3
ラジオ	7.6	44.0	48.5
その他	4.4	94.3	1.1

※その他における「使っていない」は無回答を含む。

③自治体や国民への周知・広報

- ・災害時の気象状況の解説などの取組みを、自治体の9割以上が満足と捉えている
- ・一般住民の8割が防災気象情報を避難の際に参考としている。（市町村毎の警報の発表について認知度は27%）

政策への反映状況

気象警報等の改善は効果的な取り組みと評価されており、さらなる定着に向けて普及に努める必要があることから、今後の対応方針として下記事項についての取り組みを進める。

- ・市町村内の土砂災害や洪水の危険度を表したメッシュ情報の活用の促進
- ・重大な災害をもたらす記録的な大雨等の現象が発生もしくは予想される場合に、よりの確に自治体及び住民に伝わるよう改善
- ・住民の防災行動の観点から情報の体系を検証し、防災行動の各段階により適合した防災気象情報となるよう改善
- ・災害時の円滑な防災活動に備えるため、防災機関、一般住民を含めた社会全体における理解、普及の促進

道路・街路事業

※ 標記政策のうち、具体的事例として、「一般国道 302 号名古屋環状 2 号線道路事業」に関する評価事例を掲載。

政策の概要

一般国道 302 号名古屋環状 2 号線は、愛知県名古屋市中川区を起点とし、愛知県春日井市、東海市等の主要都市を経て、名古屋市中川区に至る、名古屋市の外周部において環状道路を形成する延長 58.6km の主要幹線道路である。

「交通渋滞の緩和」「物流効率化の支援」「新たな市街地の形成の支援」の 3 点を主な目的として事業を推進している。

- ・ 事業主体 中部地方整備局
- ・ 事業種別 一般国道

評価結果の概要等

<事後評価／事業評価方式>

(費用便益分析)

総便益 (B) (億円)	費用 (C) (億円)	B/C
27,939	11,687	2.4

【便益の内訳】

- 走行時間短縮便益： 24,143 億円
- 走行経費減少便益： 3,290 億円
- 交通事故減少便益： 505 億円

【主な根拠】

計画交通量 32,000 台/日

(評価結果)

① 事業の必要性の視点

交通機関分担における自家用乗用車の利用が約 7 割と自動車依存の傾向が高く、名古屋市都心部で渋滞が発生している。
取扱量が全国 3 位である名古屋港の外貿コンテナ貨物において、陸上輸送のルートが限られる ISO 規格コンテナの利用が進展している。
沿線地域において土地区画整理事業等が一体的に進展し、新たな市街地が形成されている。

② 事業進捗の見込みの視点

東北部区間 (L=5.0km)、西北部区間 (L=5.2km)、西南部区間 (L=4.2km) は平成 28 年度以降の完成供用を予定している。

③ コスト縮減に関する視点

上部工構造形式を見直すことにより、コスト縮減を図る。
技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減に努めながら事業を推進していく。



政策への反映状況

平成 24 年度予算に反映させることとした。
事業を継続。

地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり

政策の概要

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年に1990年比で温室効果ガス排出量80%削減を達成するとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適応できる社会づくりを促進する。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

(測定指標の状況例)

温室効果ガスの排出量 (CO ₂ 換算ト)	基準値	実績値					目標値
	2年	18年	19年	20年	21年	22年	62年
	12億	13億	13億	12億	12億	12億	2億
	6,100万	3,300万	6,500万	8,100万	900万	5,800万*	1,180万

※ 平成22年度実績については、評価実施当時(平成23年9月現在)に集計中であったが、その後実績が出たため、追記を行っている。

(評価結果)

- 我が国は、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%、2050年に1990年比で80%削減する中長期目標を掲げている。この削減目標を達成し、低炭素社会を実現するためには、平成24年(2012年)を期限とする現行の京都議定書目標達成計画に代わる計画を策定し、総合的・計画的な地球温暖化を進めていく必要がある。
そのため、平成22年度には、中長期目標、基本原則、基本計画、基本的施策など、我が国が地球温暖化対策を進めていくための基本的な要素を定める地球温暖化対策基本法案を国会に提出し、その成立を期すとともに、中環審地球部会において中長期の地球温暖化に関する対策施策の姿(中長期ロードマップ)の精査を進めてきたところ。
今後、現行計画の最終年である平成24年度が間近に迫る中で、切れ目無く我が国の地球温暖化対策を進めていくため、平成25年度(2013年度)以降の温暖化対策を総合的・計画的に推進する方策について検討を進めており、その検討においては中長期ロードマップ(中間整理)の内容を踏まえつつ、震災・原発事故を踏まえて見直しが必要である箇所の選別を行い、必要に応じて見直しを行う予定。
- 世界全体で、低炭素社会を実現するために、各国が参加するネットワーク活動による低炭素社会研究の促進、研究の政策への反映は、重要であり、平成23年度は引き続きネットワーク活動の強化を行うとともに、アジアにおけるキャパシティビルディングの促進を行う。また、活動の成果は、ウェブ等を活用し、広く発信するとともに、IPCCの第5次評価報告書への貢献を目指す。
- 気候変動の影響評価・適応策は緩和策と両輪で実施していくべきものであり、平成23年度には気候変動影響統計を公表する。また、平成24年度には気候変動の観測・予測・影響評価統合レポートをとりまとめ、これらの知見をもとに、行政機関における戦略的な適応策の推進を支援する。
- アジア太平洋地域は、気候変動への脆弱性が高い地域であることから、APANの活動を強化し、気候変動影響評価・予測・適応策に関する知見の集約・適切な発信を行う。平成23年10月には、アジア太平洋気候変動適応フォーラムを開催し、適応に係る知見の共有、適応策策定支援を行う。

政策への反映状況

政策評価結果を踏まえつつ、平成24年夏頃に予定されるエネルギー・環境戦略の決定に向け、2013年以降の地球温暖化対策の原案づくりを開始した。

産業廃棄物処理施設モデル的整備事業

政策の概要

現在、鹿児島県内に産業廃棄物最終処分場が1か所もなく、県内で発生している産業廃棄物は県外の施設で処理されている状況である。

本事業は、財団法人鹿児島県環境整備公社が国庫補助（廃棄物処理施設整備費国庫補助金）を受けて産業廃棄物管理型最終処分場を整備することで、鹿児島県における循環型社会の形成や地域産業の振興を図ることを目的として行うものである。

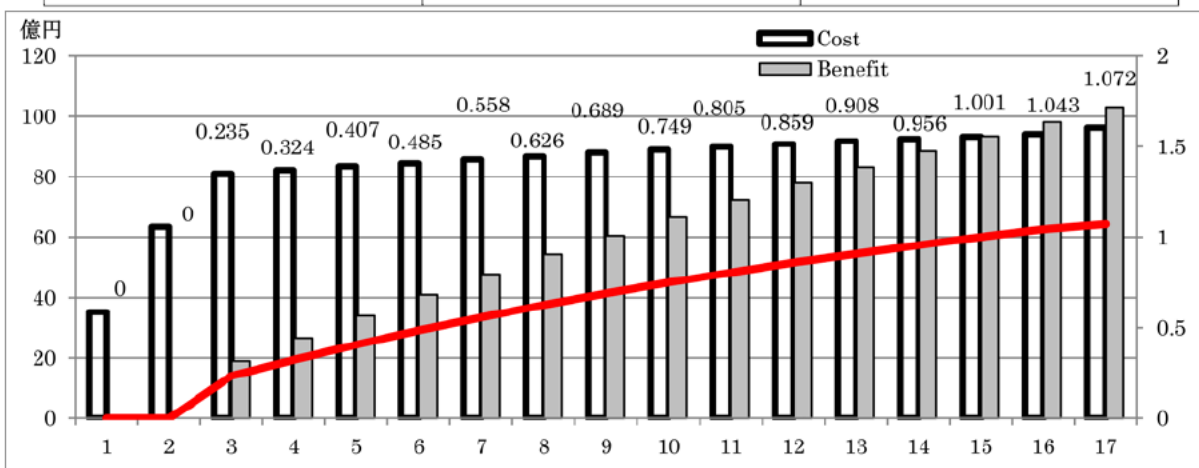
評価結果の概要等

<事前評価／事業評価方式>

- 鹿児島県の産業廃棄物最終処分場については、過去において産業廃棄物の不適正な処理が一部で行われ、産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感は依然として根強いものがあり、民間事業者による整備が困難となっている。本処分場が設置されなかった場合、県内に産業廃棄物最終処分場が1か所もない状態が続くことから、県内の排出事業者は、排出者責任に基づき県外の民間事業者に委託する必要がある。
- 本処分場を建設して適正処理することにより、県外の処分場への処理委託費用がかからなくなる。また、本処分場は、新構造基準に準拠のうえ、多重安全性を持つ施設設計を行っており、現在委託処理を行っている最終処分場に比べて地下水・土壌の汚染防止効果が期待できる。さらに、本処分場では、浸出水の処理水は河川へ放流せず、場内で循環利用し、無放流とすることから、公共用水域の水質保全効果が見込まれる。そのほか、県外の管理型最終処分場に搬出する場合との運搬費の差額等の便益や不法投棄の防止効果など総便益は投資費用に対して超過となる。

費用対効果分析結果

便益 (B) (億円)	費用 (C) (億円)	B/C
103.1	96.2	1.072



政策への反映状況

補助事業として実施した。

水環境の保全（海洋環境の保全を含む）

政策の概要

水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧き水の保全・復活を図る。海洋環境の保全に向けて、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ごみ対策を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。

評価結果の概要等

<事後評価／実績評価方式>

(測定指標の状況例)

生活環境項目(BOD /COD)基準達成率	基準値	実績値					目標値
	—	18年	19年	20年	21年	22年	年度
		86.3	85.8	87.4	87.6	87.8*	100%

※ 平成22年度実績については、評価実施当時（平成23年9月現在）に集計中であったが、その後実績が出たため、追記を行っている。

(評価結果)

- 暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けて、排水処理技術開発促進および施設管理の合理化促進に向けた更なる検討と事業者への普及を進めるほか、排水規制対象の考え方を整理する必要がある。
- 環境保全上健全な水循環の確保に向け、昨年度作成した事例集を普及し、流域全体を視野においた水循環計画の策定を促進する必要がある。
- 水環境保全活動の促進のために、引き続き普及啓発事業を展開するとともに、活動指導者の育成を図る必要がある。
- 多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策をさらに推進する必要があることから、湖沼法に基づき、引き続き工場・事業場、一般家庭等からの汚濁負荷削減を進めるとともに、流域全体を視野におきつつ、農地、市街地等からの流出水対策等を行う。湖沼水質保全計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、一層の湖沼水質保全のための汚濁メカニズムのさらなる解明等の調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る必要がある。
- 国と地域が連携を図りつつ、水環境の保全を担う体制の確保を図り、効果的な水質汚濁の防止の取組が促進されるよう、引き続き、研修等を通じた人材の育成等を行う必要がある。
- アジアを中心に引き続き、国際協力体制の拡充及び政策立案者の能力向上等を支援するなど、関係各国の水環境ガバナンス強化に向けた取組を推進する。また、中国においては、引き続き地域条件の異なる農村地域等における分散型排水処理技術の導入による適切な水環境管理に向けた協力に取り組む必要がある。
- 総量削減基本方針の策定及びこれに基づく関係都道府県の総量削減計画の策定等が速やかに行われ、第7次水質総量削減が早期に開始されるよう調整を進める。また、発生負荷量調査等について今後も継続的に把握し、総量削減の効果を的確に把握し、富栄養化が解消されつつある海域について、適切な負荷量目標の設定を行う必要がある。
- 地域の里海づくりをさらに推進するために、里海の優良事例の情報を集約して情報提供していくとともに、里海創生の人材育成とネットワーク作りを行っていく必要がある。
- 今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理を受け、瀬戸内海環境保全基本計画の改定等といった具体的取組が必要である。
- 中国との共同研究の成果を活用し、更なる東アジア諸国における海域の環境改善を進める必要がある。
- 廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染、海底下CCSによる海洋環境への悪影響等が今後も懸念されることから、引き続き海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分許可制度を適切に運用するとともに、海洋環境モニタリングの実施により陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響を把握し、今後の我が国の海洋投入処分の在り方の検討を進める必要がある。

環境省 事例3

- 各地域において引き続き適切な海岸漂着物の回収・処理を実施していただくとともに、海岸漂着物等の発生源対策をすすめ、各地域の漂流・漂着・海底ごみ問題の解決を図ることが必要となる。また、外国由来の漂着ごみについて、NOWPAP等の枠組も活用し、国際的連携のもとで、引き続きその削減に努めていく必要がある。
- 改正水質汚濁防止法の施行に向け、地下水汚染未然防止のための施設の構造と点検・管理について検討を行う。
- 最新のバイオレメディエーションの現状、欧米諸国における類似制度、過去の適合確認の事例を踏まえ、現行の利用指針における確認手続きの指標の明確化や基準の具体化を進め、大臣確認を取得した安全なバイオレメディエーション技術の普及を進める必要がある。
- 東日本大震災の被災地において、水質等のモニタリングを実施し、環境汚染の人の健康への2次被害の防止や被災地の生活環境に対する住民不安の解消に努める必要がある。大量に生じた漂流物等についても、解決に向けて関係省庁連携のもとで取組を推進することが求められる。



政策への反映状況

政策評価結果を踏まえ、水質関連情報利用基盤整備関係予算においては、各システムの集約・改修を行い、システムを効率的に一括運用することにより経費縮減を図るなど、予算要求に反映させた。

<機構・定員>

水質汚濁防止法改正に伴う制度創設に伴う増員 2名

防衛省 事例 1

軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

政策の概要

防衛省・自衛隊が使用する燃料のうち、艦船用軽油及び機械等に使用する軽油の引取りに係る軽油引取税の免除について、平成 24 年 3 月 31 日の引取りまで、とされていた期限の延長を要望

評価結果の概要等

<事前評価／事業評価方式>

○ 必要性等

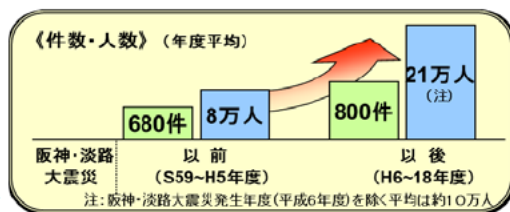
課税免除措置が延長されなかった場合、新たに必要となる予算を防衛費で負担しなければならないが、昨今の状況から、防衛費の増額は極めて困難であり、調達可能な軽油量が減ることとなり、以下に示すような問題が生ずるおそれがある。

- ◆警戒監視活動等が不十分となり、安全保障上のリスクが増大する
- ◆災害発生時等の緊急時に迅速な対応が困難となり、国民の安全確保態勢が脆弱となる
- ◆海賊対処活動等への参加が制限され、国際社会における信頼が低下する 等

○ 有効性等

防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等の運用に必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保することができる。

また、これらの効果は、一部の都道府県にとどまるものではなく、日本全国で国民が等しく享受するものである。とりわけ、昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、防衛省・自衛隊は震災発生当初から、被災者の安全及び生活の安定を確保すべく総力を挙げて、人命救助、搜索活動、輸送支援活動、民生支援活動等に、10 万人を超える態勢で取り組んできた。



防衛省・自衛隊による災害派遣の推移

○ 適用数等

平成 20 年度 (実績)	421,667 k 1	平成 23 年度 (見込)	549,338 k 1
平成 21 年度 (実績)	455,757 k 1	平成 24 年度 (見込)	469,529 k 1
平成 22 年度 (実績)	346,837 k 1	平成 25 年度 (見込)	448,626 k 1

○ 減収額

平成 20 年度 (実績)	13,536 百万円	平成 23 年度 (見込)	17,634 百万円
平成 21 年度 (実績)	14,630 百万円	平成 24 年度 (見込)	15,072 百万円
平成 22 年度 (実績)	11,133 百万円	平成 25 年度 (見込)	14,401 百万円

政策への反映状況

軽油引取税の免除について、引き続き 3 年間の延長を要望

防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保するため、今後も引き続き課税免除措置の延長が必要であること、他の支援措置、義務付け等により、非課税措置の代替となる措置はないことから、軽油引取税の免除について、引き続き 3 年間の延長を要望した。

メンタルヘルスケア対策の強化

政策の概要

今後発生し得る有事、大規模災害等に備え、隊員の精強性を維持するために、防衛省・自衛隊として総合的かつ計画的に、

- PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の予防対策
- PTSD等の発症のおそれのある隊員の早期発見
- 発症した場合の適切な治療
- 発症者の長期的なフォローアップについての検討
- メンタルヘルスケア診療の専門家育成

といった取組を推進する。

評価結果の概要等

<事後評価／事業評価方式>

○ 必要性

東日本大震災の発生に伴い、多数の隊員が現地に派遣され、任務に当たったところであるが、その内容は、原発事故への対処、極めて多数の御遺体の収容など、これまでに類を見ない大きな心理的負担を伴うものであり、派遣期間も長期間にわたるものであった。

防衛省・自衛隊としては、隊員に PTSD等の発症者が生じて防衛力の減耗が生じないよう、メンタルヘルスの予防、早期発見、治療及び長期フォローアップについての施策を策定して精強な自衛隊を維持し、今後発生し得る有事、大規模災害等への備えとする必要がある。

○ 有効性

これまでメンタルヘルス対策は個別に行われてきており、平素からのメンタルヘルス教育及び任務終了後のケア態勢の不足が指摘されているところであり、防衛省・自衛隊として統一的にこれらの課題に取り組むことで、中央から部隊等まで一貫したメンタルヘルス態勢を構築することが可能となり、大変有効である。

○ 効率性

平時から、メンタルヘルス対策を、防衛省・自衛隊全体の施策として総合的かつ計画的に取り組むことにより、PTSD等の発症のおそれのある隊員の早期発見、治療等が可能となり、防衛力の減耗を最低限に抑制することができ、その費用対効果は極めて高い。

○ 総合的評価

今般の震災対処の課題として、平素からのメンタルヘルス教育及び任務終了後のケア態勢の不足が指摘されているところであり、防衛省・自衛隊として統一的にこれらの課題に取り組むことで、中央から部隊等まで一貫したメンタルヘルス態勢を構築することが必要である。



政策への反映状況

平成 24 年度機構・定員要求 メンタルヘルス企画官の新設等 増員要求 3名

東日本大震災派遣隊員のメンタルヘルス対策及び今後発生し得る有事、大規模災害等への備えとして、PTSD等の予防対策、PTSD等の発症のおそれのある隊員の早期発見、発症した場合の適切な治療及び発症者の長期的フォローアップについての検討を行うとともに、メンタルヘルスケア診療の専門家育成に取り組む必要がある。防衛省・自衛隊全体の施策として総合的かつ計画的に取り組む必要があることから、そのための態勢整備のために、メンタルヘルス企画官の新設等、平成 24 年度機構・定員要求において、3名の増員要求を行った。

CBRN脅威評価システム技術の研究

政策の概要

化学、生物、放射線及び核（CBRN）汚染の脅威に対処するため、各種検知器材等から得られたデータを元に、CBRN有害物質の大気拡散を予測及び評価し、汚染発生エリアを推定可能なシステムを構築するために必要な技術資料を得る。

評価結果の概要等

<事前評価／事業評価方式>

○ 必要性

CBRNの脅威に効果的に対処するためには、その生物及び化学物性を分析評価するだけでなく、対象地域の地理条件及び気象条件による影響を反映させた汚染地域の大気拡散予測を高精度で行う必要がある。

放射線物質等の汚染物質の大気拡散については、民間においても環境影響評価、防災評価等を目的とした拡散予測システムが数多く存在するが、防衛省・自衛隊でのニーズは、市街地戦闘の特性上、汚染源が不明な場合が前提であり、また、その時々々の局所気象条件、汚染状況等の実測定データを用いた予測精度の逐次的な向上が、隊員等の安全確保上重要となるが、このような機能までを具備したシステムは民間には存在しないため、早急に防衛省において研究に着手する必要がある。

○ 有効性

眼に見えないCBRN脅威を可視化することで、自衛隊の事態対処等における迅速な汚染エリアの推定及び除染活動を実現する運用者への効果的な判断支援が期待できる。

○ 効率性

研究試作では、まずCBRN脅威評価システムに関するシステム設計を実施し、制御管理部、並列模擬演算部及び試験評価部の設計及び製造を行う計画であり、段階的に性能確認試験を行うことにより、技術課題を効率的に解明するため妥当な計画となっている。

また、経費面については、既存の研究試作の工数をベースに実施することから、対応する構成品の工数規模比の比較により経費を算出しており、妥当な経費となっている。

○ 総合的評価

非対称脅威となる化学、生物、放射線及び核汚染の脅威に対し、対象地域の特性（気象及び地理的条件）を加味した大気拡散状況の把握のみならず、汚染物質の発生エリアを特定し、除染等の対処をしていくために防衛省において、必要性は認められると評価されたところであり、本事業に着手することは妥当である。

運用構想図



政策への反映状況

平成 24 年度概算要求額 約 10 億円 （後年度負担額を含む。総経費は約 14 億円）

CBRN脅威評価システムに関する技術課題を解明することにより、我が国の防衛技術基盤を強化し、将来の装備品の研究開発に資するものと位置付けられることから、平成 24 年度概算要求を行った。また、この事業を推進していくため、2名増員要求を行った。

各掲載事例の選定基準について

本事例集に掲載された事例は、各行政機関が、以下の基準のいずれかに基づいて、選定したものです。

選定基準

- ① 政策評価の結果と政策への反映状況（予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃など）との論理的対応関係が明確であること。
- ② 目標の設定や政策効果の把握が定量的に行われていること。
- ③ 目標に関し達成すべき水準が数値化等により明確にされていること。
- ④ 目標を達成できていないものについて、その要因を明らかにしていること。
- ⑤ 総合評価方式については、政策の効果や因果関係等について掘り下げた分析を行っていること。
- ⑥ 上記観点以外の理由（当該政策に係る予算額が多額のものなど、国民の関心が高いもの）

行政機関	事例	選定基準
内閣府	市民活動の促進	①②③
	経済財政政策の推進	①②③
	地域活性化の推進	①②③
宮内庁	I Tを活用した正倉院宝物の紹介	③
公正取引委員会	下請法の的確な運用	①⑥
国家公安委員会・警察庁	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	③⑥
	歩行者・自転車利用者の安全確保	③⑥
	振り込め詐欺対策の推進	⑤⑥
金融庁	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	⑥
	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	⑥
	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進	⑥
消費者庁	消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進	①
	地方消費者行政の推進	①
	食品表示対策の推進	①
総務省	災害時の情報伝達基盤技術に関する研究開発	①⑥
	消防防災体制の充実強化	①⑥
	スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行	①②③⑥
公害等調整委員会	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理	①②
法務省	矯正施設の適正な運用に必要な民間開放の推進	①
	保護観察対象者等の改善更生	①②
	人権の擁護	⑤
外務省	国際経済に関する取組	⑥
	領事サービスの充実	②⑥
	外交通信基盤の整備・拡充及びI Tを活用した業務改革	①

行政機関	事例	選定基準
財務省	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	①⑥
	国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示	②
	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上	②
文部科学省	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	①②③
	子どもの体力の向上	①②③
	S A C L A 重点戦略課題の推進	②③
厚生労働省	労働条件の確保・改善を図る	①③
	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する	①②③⑥
	難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する	①③
農林水産省	政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	①⑤
	民有林直轄治山事業	①②③
	ウナギの種苗生産技術の開発	①②③
経済産業省	経済成長	①
	対外経済政策	①
	資源エネルギー・環境政策	①
国土交通省	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	①②③④
	市町村の防災判断を支援する気象警報の充実	⑤⑥
	道路・街路事業	①②③
環境省	地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	③
	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業	②
	水環境の保全（海洋環境の保全を含む）	③
防衛省	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長	①
	メンタルヘルスケア対策の強化	①
	C B R N 脅威評価システム技術の研究	①